

下関市
市民活動促進基本計画
(改定案)

～協働のまちづくりを目指して～



下関市

目次

(ページ)

第1章. 計画策定の背景と趣旨

- 1. 計画策定の背景 1
- 2. 計画策定の趣旨 2
- ・計画の位置づけ・体系 3

第2章. 計画の定義

- 1. 計画の基本姿勢 5
- 2. 計画の期間 5
- 3. 計画の対象区域 5

第3章. これまでの取り組み

- 1. 年次報告概要 6
- 2. 市民協働参画関連施策 事例紹介 8

第4章. 市民活動の現状と課題

- 1. 市民活動状況調査 総括 16
- 2. 市民活動状況調査 調査概要 17
- 3. 市民意識 18
- 4. 市民活動団体意識 21
- 5. 市民活動を促進する上での課題 26
- 6. ワークショップ 総括 28
- 7. ワークショップ 開催概要 29
- 8. ワークショップの記録 31

第5章. 施策展開の方向

- 1. 市民活動を促進する情報の収集及び提供 47
- 2. 市民活動の場の提供 48
- 3. 市民活動のネットワーク化の促進 49
- 4. 市民活動を側面的に支援する助成制度の実施 50
- 5. 市職員の市民活動への理解と参加促進 51
- ・施策展開の方向 体系図 52

第6章. 計画の推進

- 1. 計画推進の体制 55
- 2. 進行状況の把握・確認 55
- 3. 施策・事業の評価 55
- ・推進体制 56

参考資料

- 下関市市民協働参画条例 57
- 下関市市民協働参画条例施行規則 61

第1章 計画策定の背景と趣旨

第1章 計画策定の背景と趣旨

1 計画策定の背景

今日、私たちの生活を取り巻く社会環境は、少子高齢化や著しい情報化、地方分権の進展など、市民生活に密接に関わる場面で大きな変化を経験しています。

国・地方の財政状況は依然として厳しい状況におかれており、行政がこれまで提供してきた、行政サービスの水準を維持することが困難になりつつある現状の中で、市民の価値観は、社会環境の変化に伴い多様化・個性化が進んでいます。

このような社会環境や住民意識が変化してきている状況にあって、市民活動※1が、その特性である先駆性・多様性を生かし、まちづくりや社会参加を通じて地域資源の有効活用により諸課題を解決し、行政と共に、市民が必要とするサービスを提供する主体として、大きな役割を果たすものと期待されています。

本市におきましても、様々な形で活発に市民活動が行なわれており、市内の市民活動団体紹介シート※2提出団体数は、平成21年4月現在で275団体を数え、その活動は、保健・医療・福祉、学術・文化・芸術・スポーツ、まちづくり、子どもの健全育成など多岐にわたっています。

こうした環境の変化の中で、市民活動をこれからの地域を担う大きな柱としてとらえ、市民活動を一層促進することにより、市民と行政が協働して公共サービスの充実を図ることが、これからの時代のまちづくりには、重要な要素となると考えられています。

※1 市民活動

「下関市市民協働参画条例」では、市民活動を「自主的かつ主体的な営利を目的としない活動のうち、（中略）地域社会の維持及び形成を図る活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするもの」と定義しています。

※2 市民活動団体紹介シート

しものせき市民活動センターでは、市内の市民活動団体の活動を把握し、広く市民に紹介するため「団体紹介シート」の提出をお願いしています。団体紹介シート提出団体には、市民活動に関する情報を提供するとともに、提出されたシート記載内容に基づき、しものせき市民活動センターのホームページ等で活動に関する情報を公開しています。

2 計画策定の趣旨

本市では、下関市市民協働参画条例（愛称：下関パートナーシップ条例）を施行し、市民の市政への参画を促進するため「市民と行政のパートナーシップ」、市民のまちづくりへの参画を促進するため「市民と市民のパートナーシップ」の2つの柱をもって協働関係の構築及びパートナーシップの確立に向けた取り組みを進めています。

条例では、行政は、まちづくりに自主的に取り組む市民の公益的活動を育成し、活動の主体となる市民一人ひとりが自主的かつ主体的に市民活動に取り組める環境を整備することにより、市民活動が公益的サービスを提供する担い手となることを期待するとともに、市民と市民のパートナーシップの実現により、市民参画型社会システムの基礎を築くという目的が定められています。

一方、市民にも、自らがまちづくりの主役であることを自覚し、自らが暮らす社会に関心を持ち、身の回りのことについて、自ら出来ることを考え、進んでまちづくりに参加していくことが求められています。

本基本計画は、公募委員及び様々な市民活動や企業活動で活躍されている市民で構成される下関市市民協働参画審議会において市民活動促進に向けて必要な諸施策の検討を重ね、平成17年11月に「市民活動促進基本計画策定に関する答申」として提言をいただき、平成18年3月に策定いたしました。

この度の基本計画改定は、これまでの市民活動促進策等についての取り組み状況を整理するとともに、市民活動状況調査（アンケート調査）、ワークショップにおける意見集約、パブリックコメント等の結果や審議会からの答申を踏まえ、市民活動の現状と課題を抽出し直すことにより、施策展開の方向修正を行い、より効果的な市民活動促進策の実施と「協働のまちづくり」の実現を目指すものです。

■計画の位置づけ・体系■

下関市市民協働参画条例

市民参画型社会システムを築くための基本的なルール

- 市民の行政プロセスへの参画を求める「市民と行政のパートナーシップ」
- 市民活動を促進する「市民と市民のパートナーシップ」

平成 17 年 2 月 13 日 公布・施行
平成 17 年 条例第 134 号

下関市市民協働参画条例施行規則

条例の施行に関し必要な事項を定めたもの

- 市民参画の方法
- 公表の方法
- 意見等への回答
- 年次報告

平成 17 年 2 月 13 日 施行

下関市市民協働参画推進指針

条例の職員向けガイドライン

- 条例策定の背景
- 市民参画の手順
- 市民参画の実践
- 市民参画 Q&A

平成 17 年 2 月
平成 17 年 8 月 改定

条例逐条解説

条例をよりわかりやすく解説したもの

- 各条文ごとに「趣旨」と「解説」

平成 17 年 2 月
平成 17 年 8 月 改定

下関市市民協働参画審議会運営規則

審議会運営に関し必要な事項を定めたもの

- 市民参画の評価、審議機関
- 市民参画と市民活動の状況評価
- 市民活動促進基本計画の策定

平成 17 年 2 月 13 日 施行

下関市市民協働参画推進本部設置要綱

市民参画を総合的に推進する庁内組織

- 市長＝本部長 部局長等＝本部長
- 規則等の制定・改廃
- 市民活動促進基本計画の策定
- 年次報告の策定等の調整

平成 17 年 2 月 13 日 施行

市民活動促進基本計画

市民活動に関する施策の総合的・計画的推進

- 計画策定の背景と趣旨
- 計画策定の定義
- これまでの取り組み
- 市民活動の現状と課題
- 施策展開の方向
- 計画の推進

平成 18 年 3 月 策定
平成 23 年 3 月 改定

市民活動促進基本計画の体系

策定の背景

- 今までは市民と行政の関係が一方的
- 市民活動の新たな動きとパートナーシップ型行政のめばえ
- 市民活動促進による市民参画への道筋確保

現状・課題：社会的背景、ニーズや課題の多様化・個性化、地方分権
経緯：市民活動の活性化、市民参画の促進
 解決の為の方向と位置付け：市民が主体のまちづくり、2つのパートナーシップ

策定の趣旨等

目的

- ①市民が主体となる新しい社会システムづくり
- ②新たな公益的サービスの提供主体
- ③「協働のまちづくり」の実現
- ④「自然と歴史と人が織りなす交流都市」の創造

計画の定義

基本姿勢

- ①市民の自発的・自立的な市民活動を支援
- ②市民と市民のパートナーシップの確立
- ③市民意見・ニーズを踏まえて策定
- ④社会情勢の変化を踏まえ中期的な展望で策定
- ⑤広域的な市民活動に対する配慮

具体的項目

市民と市民のパートナーシップ

市民活動促進の環境整備

行政が提供しがたい公益や自らが自発的に社会的使命を実現しようとする市民や市民活動団体に対し、公平性や活動の自律性を尊重しつつ、その活動を促進する様々な環境整備を行う必要がある。

これまでの取り組み

年次報告（白書）概要

市民活動の現状と課題

市民活動状況調査

審議会審査・提案

施策展開の方向

- 市民活動を促進する情報の収集及び提供
- 市民活動の場の提供
- 市民活動のネットワーク化の促進
- 市民活動を側面的に支援する助成制度の実施
- 市職員の市民活動への理解と参加促進

計画の推進

推進体制

市民協働参画審議会（市民） 市民協働参画推進本部（行政）

進行状況把握、確認

年次報告（白書）、議会・市民によるチェック

評価

外部評価・内部評価

第2章 計画の定義

第2章 計画の定義

1 計画の基本姿勢

(1) 市民活動の主体となる市民及び市民活動団体自身が、自主的・主体的な市民活動を促進するに当たっての環境づくりのために市が策定する計画であること。

本来、市民活動は市民の自主的・主体的な活動を基にしており、独自に発展することが望ましいのですが、現在のところ人材面や資金面の問題など発展を困難にする課題が存在し、その解決には、行政からのさまざまな支援が重要であると考えています。

支援策については、市民活動の自主性・主体性を尊重し、継続的な発展が促進されるよう配慮します。

(2) 市民と市民のパートナーシップの確立に向けた計画であること。

市民活動を促進し、市民参画に対する市民意識の醸成及び市民の市政への参画を促す計画です。

(3) 市民意見を踏まえた計画であること。

支援策の具体的内容については、アンケート、ワークショップ、パブリックコメントの結果及び市民協働参画審議会からの答申を踏まえ、市民意見の聴取に努め策定した計画です。

2 計画の期間

この計画は、平成23年度から平成27年度までの5年間を計画の期間とします。

5年間という期間設定については、市民活動を取り巻く社会情勢が変化し続けていることを踏まえ、中期的な展望で策定したものです。また、状況の変化に適合させるため、必要に応じて計画の期間内に見直しを行います。

平成28年度以降については、それまでの間の支援策の効果や市民活動の状況を鑑み、次期計画を検討する中で、取り組むべき課題と具体的施策の見直しを行います。

3 計画の対象区域

原則的に下関市域を対象とします。

また、本市の中核市としての役割及び市域を越えて展開している市民活動の実態を考慮し、より広域的な対応に配慮します。

第3章 これまでの取り組み

第3章 これまでの取り組み

1 年次報告概要

年次報告とは、下関市市民協働参画条例第16条※1の規定により作成するもので、下関市市民協働参画条例施行規則第5条※2に定める報告項目に基づき、市長部局をはじめとする実施機関に対して行った状況調査を基に毎年度作成するものです。

本市における市民参画及び市民活動の成果を報告する年次報告により、市民協働参画審議会が現状の課題を把握し、施策及び活動の継続や方向修正を審議します。

また、その結果を議会および市民に報告・公表することで、市民と行政が情報を共有することにより、相互のパートナーシップの確立という協働の理念に基づいた市民参画型社会の実現、発展を図ることを目的としています。

平成21年度年次報告によると、市民活動を促進するための環境整備として実施された施策、市民等と協働を行った施策及び課所室は、条例制定時の平成15年度の34課所室115施策から46課所室180施策へと増加し、広い範囲で市民活動促進策や協働が行われています。

事業の種類としては、「補助金等市民活動を側面的に支援する助成制度」が74施策と最も多く、次いで「市民活動団体等へ委託を行った事業」及び「市民活動団体と協力して行った事業」が64施策となっており、市民と行政がパートナーとしてお互いに補完している現状がわかります。

※1 下関市市民協働参画条例第16条

第16条 市長は、毎年、市民参画及び市民活動の状況について、市議会に報告するとともに、これを公表するものとする。

※2 下関市市民協働参画条例施行規則第5条

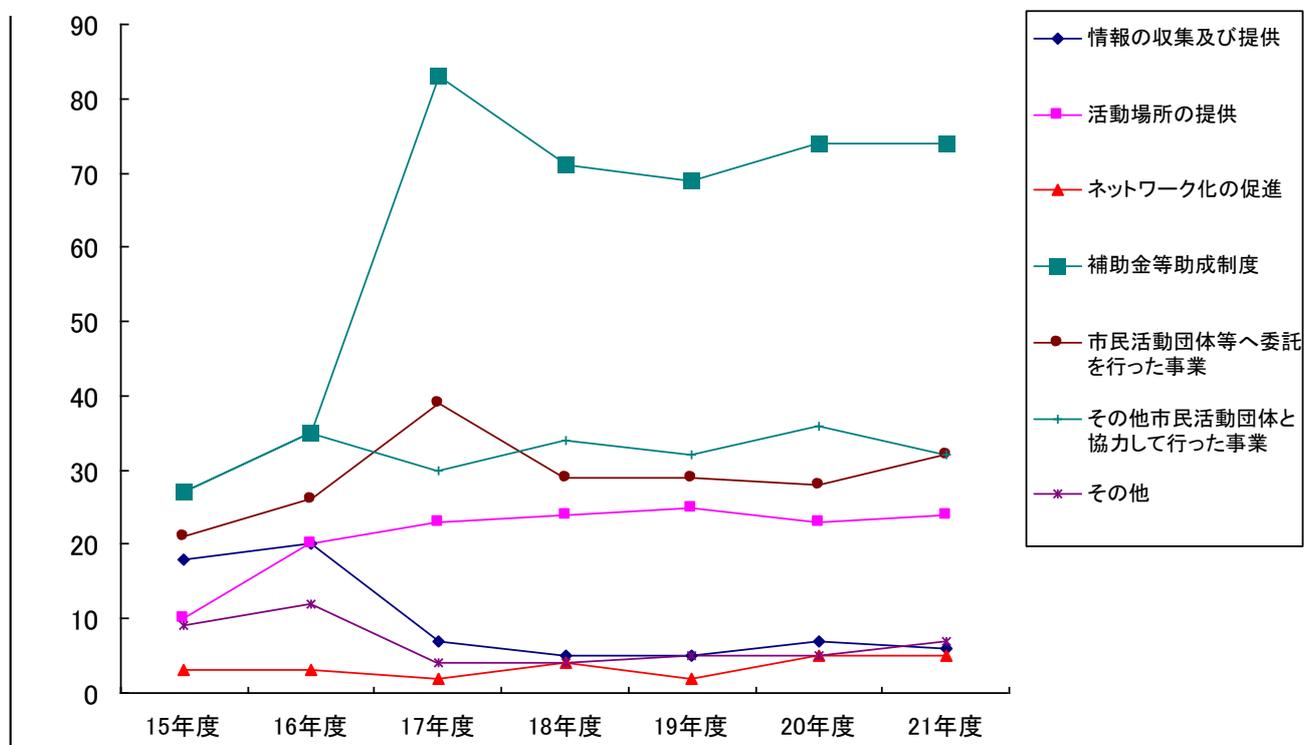
第5条 条例第16条の規定による年次報告に記載する事項は、原則として次のとおりとする。

- (1) 市民参画の対象とした施策及び市民参画の方法
- (2) 情報の提供と共有を行った施策
- (3) 実施機関の施策の推進に関して市民から提出された意見の件数及び回答状況
- (4) 条例第14条に規定する附属機関等における委員構成の状況
- (5) 市民活動を促進するための環境整備として実施された施策
- (6) 市内市民活動団体と協働を行った施策及び協働の方法
- (7) 市内の市民活動に関する事項

【市民と市民のパートナーシップ】

市民活動を促進するための環境整備として実施された施策（年度比較）

(施策数)



■市民活動を促進するための環境整備として実施された施策

項目	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
情報の収集及び提供	18	20	7	5	5	7	6
活動場所の提供	10	20	23	24	25	23	24
ネットワーク化の促進	3	3	2	4	2	5	5
補助金等助成制度	27	35	83	71	69	74	74
市民活動団体等へ委託を行った事業	21	26	39	29	29	28	32
その他市民活動団体と協力して行った事業	27	35	30	34	32	36	32
その他	9	12	4	4	5	5	7
計	115	151	188	171	167	178	180

※ 市民活動を促進するための環境整備として実施された施策の詳細については、年次報告をご覧ください。（年次報告は市HP <http://www2.city.shimonoseki.yamaguchi.jp/>「協働参画のコーナー」及び市民文化課、しものせき市民活動センター、各支所等で閲覧が可能です。）

(1) 市民活動を促進する情報の収集及び提供

市民活動団体紹介シートによるネットワーク

しものせき市民活動センターでは『団体紹介シート』により団体の情報を収集し、市民の皆さんに紹介するとともに、提出団体に情報提供等の支援を行っています。

表面に団体の基本情報、裏面にその連絡先と活動分野を記入していただき、この情報をしものせき市民活動センターのホームページや市民協働参画（パートナーシップ）ハンドブック、市民活動団体一覧表などに掲載します。また、しものせき市民活動センター情報紙「ふくふくサポートだより」（奇数月発行）をお送りしています。

団体紹介シート(表)

団体紹介シート(裏)



しものせき市民活動センターホームページ団体紹介



市民協働参画ハンドブック



ふくふくサポートだより



(2) 市民活動の場所の提供

しものせき市民活動センター管理業務



しものせき市民活動センターは、市民活動の場及び市民と市民がふれあうことのできる交流の場を提供することにより、市民活動の促進及び市民主体のまちづくりを推進するため、平成 19 年 5 月 1 日に下関駅前のヴェルタワー 2 階に開設されました。

【利用者数及び部屋の紹介】

平成 21 年度は延べ 28,292 人の利用がありました。うち、大会議室利用者は 4,625 人、中会議室利用者は 4,524 人、小会議室利用者は 2,345 人でした。

大会議室は約 90 m²で、60 人程度の利用が可能です。中会議室は約 60 m²で 30 人程度の利用が可能です。小会議室は約 30 m²で会議形式であれば 20 人の利用が可能です。多目的ホールは予約なしで簡単な話し合いなどに使用できます。

作業室にはコピー機・印刷機・紙折り機・ポスタープリンター（A4 原稿を A1 に拡大できます）などがあります。（コピー機以外、原則として市民活動団体のみの利用となります。）

情報コーナーにはパソコン・関係図書・雑誌などを設置しています。キッズコーナーには遊具などを設置していますし、授乳室、多目的トイレもあります。



【利用者 実績数】

(単位:人)

年度	多目的交流ホール	大会議室	中会議室	小会議室	計
19	11,229	1,886	2,939	1,238	17,292
20	13,408	3,820	3,753	2,606	23,587
21	16,798	4,625	4,524	2,345	28,292

(3) 市民活動のネットワーク化の促進

「市民活動団体交流会」の開催

日時：平成21年10月31日 10:00～14:30

場所：しものせき市民活動センター

市民活動支援補助事業の報告を兼ねて、多くの市民活動団体が参加する交流会を開催しました。テーマは環境美化で、共通の目的を持った団体同士のつながりもでき、有意義な交流会となりました。

当日は、昼食をはさんで、午前、午後ともに各4団体からの報告がなされ、最後に全体的な講評をいただきました。

今後とも、市民活動のネットワーク化の促進に向けた交流会実施を継続していきます。

報告団体

安岡ふるさとまちづくり事業推進協議会

きくがわ花守隊

NPO法人下関深坂さくら友の会

榎原ゆうあい会

Heart Warming Project

川中地区まちづくり協議会

小月地区ふるさとまちづくり協議会

ふくの森の会

【昼食時のアピールタイム】



【講評】



【活動報告】

映像を用いた説明の様子



ブース展示による報告



(4) 補助金等市民活動を側面的に支援する助成制度

市民活動支援補助金

市民活動団体が行う公益的な事業に対し、市民の自主的かつ主体的なまちづくりの推進を目的に助成を行っています。

《申請要件》

- ①組織的かつ継続的に市民活動を行う市民活動団体である
- ②NPO法別表に掲げる活動に基づく活動を行っている
- ③支援できない事業に該当しない
- ④組織の運営に関する規約又は会則を定めている
(など詳しくは市民文化課へ)



審査風景

【補助実績】

(単位:件数)

年 度		16	17	18	19	20	21
分野別内訳	まちづくり	8	21	17	13	14	14
	福祉の増進	4	7	4	3	9	5
	社会教育			2	2	1	1
	学術文化芸術振興	3	4	3	4	5	6
	子どもの健全育成	6	6	7	3	2	5
	環境保全	2	7	4	1	3	3
	中間支援				1		
	地域安全	1	2	1		1	1
	国際交流		2	2			1
	平和の推進					1	
	雇用機会拡充						1
	合 計		24	49	40	27	36



【講座】



【花植え】



【植林】

(5) その他施策

市民協働参画研修（パートナーシップ研修会）の実施

市民協働参画推進において、市職員として期待される役割を認識するとともに、具体的方法の一つであるワークショップを実践することによる資質の向上を図り、市民と行政のパートナーシップを推進することを目的に本年度6回目となる研修会を下記のとおり開催しました。

- 研修対象 ・各課所室から主任級以上1名程度（96名）
 ・公募による市民（3名）（総計約99名）
- 開催日時 ・平成21年12月22日（火）13:00～17:00
- 開催場所 ・下関商工会館 3階研修室
- 研修概要 （1）プログラム紹介、アイスブレイク等
 （2）住民と行政との協働とは～協働の意義・目的～
 （3）ワークショップの意義についての講義
 （4）ワークショップの実践

講師：中山 淑子氏（コミュニケーション技研 代表）



【事業実績】

(単位:人)

年度	内 容		講 師	職 員	市 民	計
16	住民と行政のパートナーシップとは	講 演	早瀬 昇	97	0	97
17	NPOと行政との協働	講 演	松原 明	105	1	106
18	NPOと行政の協働について	講 演	川北 秀人	114	10	124
19	NPOと行政の協働について	講 演	川北 秀人	93	9	102
20	NPOと行政の協働について	講 演	川北 秀人	96	6	102
21	ワークショップの意義・実践	ワークショップ	中山 淑子	96	3	99

(5) その他施策

市民活動保険の運営

市民活動中の思わぬ事故により指導者及び参加者等が傷害を被ったり、損害賠償責任を負ったりした場合、保険会社より保険金が支払われます。

対象になる活動：市内に活動の拠点を置き、5名以上の市民により自主的に組織された市民団体等が本来の仕事を離れて自主的に無報酬で行う、継続的、計画的、公益性のあるさまざまな活動が対象になります。ただし、政治、宗教、営利を目的とするものは除きます。

【平成21年度実績】

区分	活動内容	報告件数	請求件数	入院(日)	通院(日)	支払金額(円)
1	自治会等 清掃	9	8	164	155	1,068,930
2	自治会等 その他	7	3	63	16	283,000
3	青少年育成活動	5	4	0	17	34,000
4	社会福祉奉仕活動					
5	スポーツ・レクリエーション活動	13	11	139	160	919,000
6	市主催の市民活動	1	0	0	0	0
7	その他					
	合計	35	26	366	348	2,304,930

【保険金額】

傷害保険（1人あたり）

死亡保険金 500万円

後遺傷害保険金 15万円～500万円

入院保険金 日額3,000円（180日限度）

通院保険金 日額2,000円（90日限度）

※入院・通院保険金は、事故日より合算して180日が限度



賠償責任保険

身体賠償 最高1人6,000万円(1事故3億円)

財物賠償 最高300万円

※1回の事故につき5,000円は免責



(6) ア 市民活動団体等へ委託を行った事業

市民協働参画啓発事業の実施

日時：平成22年3月22日 10:00～14:00

場所：しものせき市民活動センター

市民協働参画について理解を深めるとともに、市民活動を行う上での課題を解決することを目的に、市民との協働による市民向け研修「協働わいわいワークショップ」を開催しました。

当日は、オリエンテーションに始まり、ワークショップで課題に取り組み、ティーパーティで交流を深め、クロストークでゲストを交えて意見交換しました。

【オリエンテーション】

写真はレク体操の一場面



【クロストーク】



【ワークショップ】

ファシリテーターの進行による意見交換



真剣に議論する様子



【事業実績】

年度	事業名	内容
18	協働わいわいミーティング	講演、交流会
19	協働わいわい研修会「組織力UP講座」	講演
20	協働わいわい研修会「2年後の《未来予想図》を考える」	講演
21	協働わいわいワークショップ	ワークショップ

(6) イ その他市民活動団体と協力して行なった事業

ツール・ド・しものせき2009ボランティア活動業務

平成21年10月25日(日)に開催されたサイクリングイベントの大会運営のためのボランティアスタッフを募集したところ、各団体や市職員を始めとして、522名のボランティアスタッフが、全国20都道府県から参加した979人の参加者を支え、大会の成功を推進しました。

【主な活動場所】

1. 下関北運動公園
(スタート・ゴール会場)
2. エイドポイント1 (室津)
3. エイドポイント2 (土井ヶ浜)
4. エイドポイント3 (殿居)
5. エイドポイント4 (菊川)
6. ミドルエイド (深坂：森の家)
7. フォトポイント (角島)



エイドポイント

【主な活動内容】

大きく6つの部会に分け、大会準備及び運営にあたりました。

- ① ロングライド部会
コースの安全管理、自転車さんぽ運営など
- ② バザール部会
バザール会場運営、ゴールチェックなど
- ③ エイドポイント部会
エイドポイント運営など
- ④ パーティー部会
ふれあいパーティ運営、ミドルエイド運営など
- ⑤ 広報部会
会場周辺学校広報、フォトポイント運営など
- ⑥ 申込デスク
参加受付、ゴールアンケート調査など



スタート (下関北運動公園)

【ボランティア・参加者実績】 (単位:人)

年度	ボランティア数	参加者数
18	392	346
19	720	386
20	925	488
21	979	522

第4章 市民活動の現状と課題

第4章 市民活動の現状と課題

1 市民活動状況調査による市民活動の現状と課題の把握 総括

(1) 市民意識調査について

平成16年度と平成22年度の調査結果を比較しますと、今後機会があれば活動したいという市民の割合が増加しており、半数近くの市民が市民活動に参加したいという積極的な意向を示しています。また、今後活動したい分野としては、「まちづくりの推進」、「健康づくり」、「児童・母子福祉」の順となりました。

活動したいと答えた方の活動上の問題点については、平成16年度の調査時と同じく「情報不足」、「仲間がない」、「人材不足」が減少傾向にはありますが、依然として高い数値を示しています。また、「資金不足」については増加傾向を示しており、これらの問題に対処するためには、人材募集・補助金関連の定期的な情報提供や活動に対する継続的な助成が必要と言えます。

また、活動してこなかった理由としては「時間がない」、「体力的に無理」の数値が前回同様高い上に、「きっかけがない」、「興味がない」、「仲間がない」との理由の増加傾向が目立つ状況であり、さらなる情報提供が必要です。

(2) 市民活動団体意識調査について

平成16年度と平成22年度の調査結果を比較しますと、市民活動団体がもっとも頻繁に使用する活動場所は、4割以上が市の施設を利用しており、重要性が表れています。また、平成19年度に開設した「しものせき市民活動センター」が4番目となっており、活動拠点施設として利用が進んでいます。

活動資金については、6割以上の団体が年間「50万円未満」で運営している状況は変わりませんが、この5年間で10万円未満という小規模予算で活動する団体が飛躍的に増加しています。収入源は、前回同様、「会費」、「補助（市）」、「寄付（個人）」が主な収入源となっており、経済的負担は、順位の変動はあるものの、「会場等使用料」、「コピー代・通信費等」、「講師等謝礼」等が上位を占めています。

情報の入手と提供については、「機関紙・会報」、「市報等」、「口コミ」による情報入手や「掲示板・張り紙・ポスター等」、「機関紙・会報」、「口コミ」による情報提供が上位を占めており、市報等行政の広報紙のみに頼らず、自立した広報活動への努力がうかがえます。

連携度については、7割近くの団体が他団体と連携して活動しており、地元地域との連携については、減少傾向にありますが、これは団体の活動内容の多様性によるところが大きく、依然として他団体や地元地域との連携の重要性は大きいものと思われます。

市民活動を促進する上での課題については、活動上の問題点として、上位に変化はなく、「高齢化・後継者不足」、「会員不足」、「運営資金確保」、「情報発信・PR 困難」が高い割合を占めています。市が実施すべき施策としては、「資金提供・施設の使用等の支援に関する明確な基準策定」、「資源（情報・資金・施設等）の情報提供の充実」、「公共施設利用料の割引実施」が3割を超えており、すべて運営にかかる資金に関するものという結果となりました。

2 市民活動状況調査による市民活動の現状と課題の把握 調査概要

市民活動の現状と課題の把握については、平成22年度市民活動状況調査を実施し、過去の市民活動状況調査との経年変化による比較を行い、現在の状況及び傾向の把握を行いました。

市民活動状況調査 調査項目

市民意識

- (1) 市民活動経験および今後の意向
- (2) 活動分野
- (3) 活動上の問題点
- (4) 活動してこなかった理由

市民活動団体意識

- (1) 団体の活動場所
- (2) 団体の活動資金 ①予算規模 ②収入源 ③経済的負担
- (3) 団体の情報の入手と提供
- (4) 他の団体や地域との連携度

市民活動を促進する上での課題

- (1) 活動上の問題点について
- (2) 市が実施すべき施策

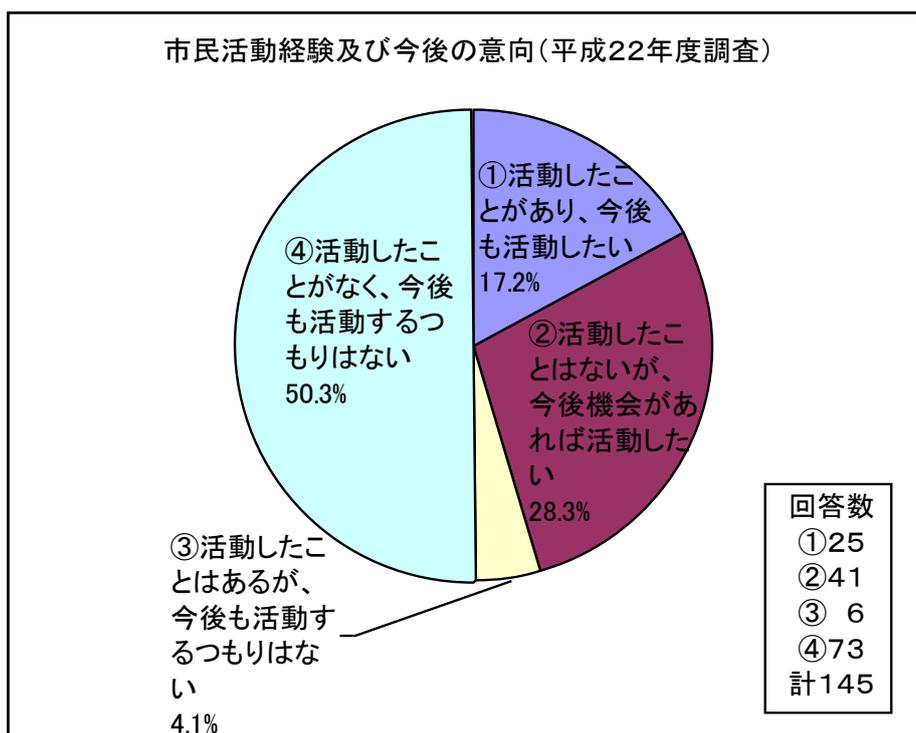
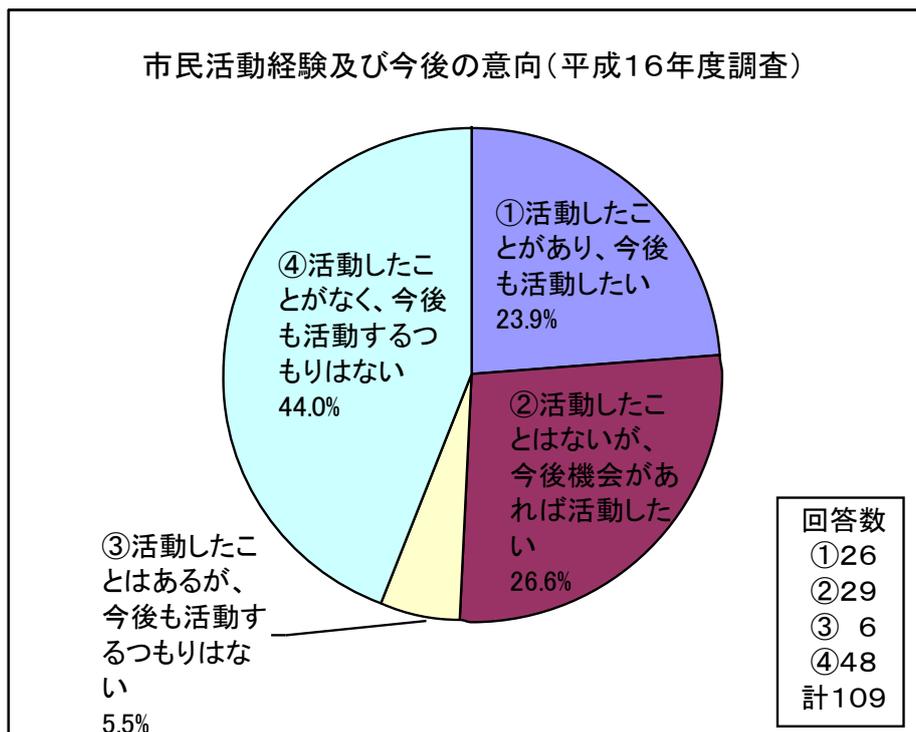
市民活動状況調査 種類・概要

- (1) 調査方法 郵送アンケート方式
- (2) 市民意識調査
 - 平成16年度調査
回収数・・・110名/500名(回収率22.0%)
 - 平成22年度調査
回収数・・・148名/500名(回収率29.6%)
- (3) 市民活動団体意識調査
 - 平成15年度調査
回収数 101/160団体(回収率63.1%)
 - 平成16年度調査
回収数 90/213団体(回収率42.3%)
 - 平成22年度調査
回収数 132/308団体(回収率42.9%)

3 市民意識 (平成16年度・平成22年度市民活動状況調査より)

(1) 市民活動経験および今後の意向

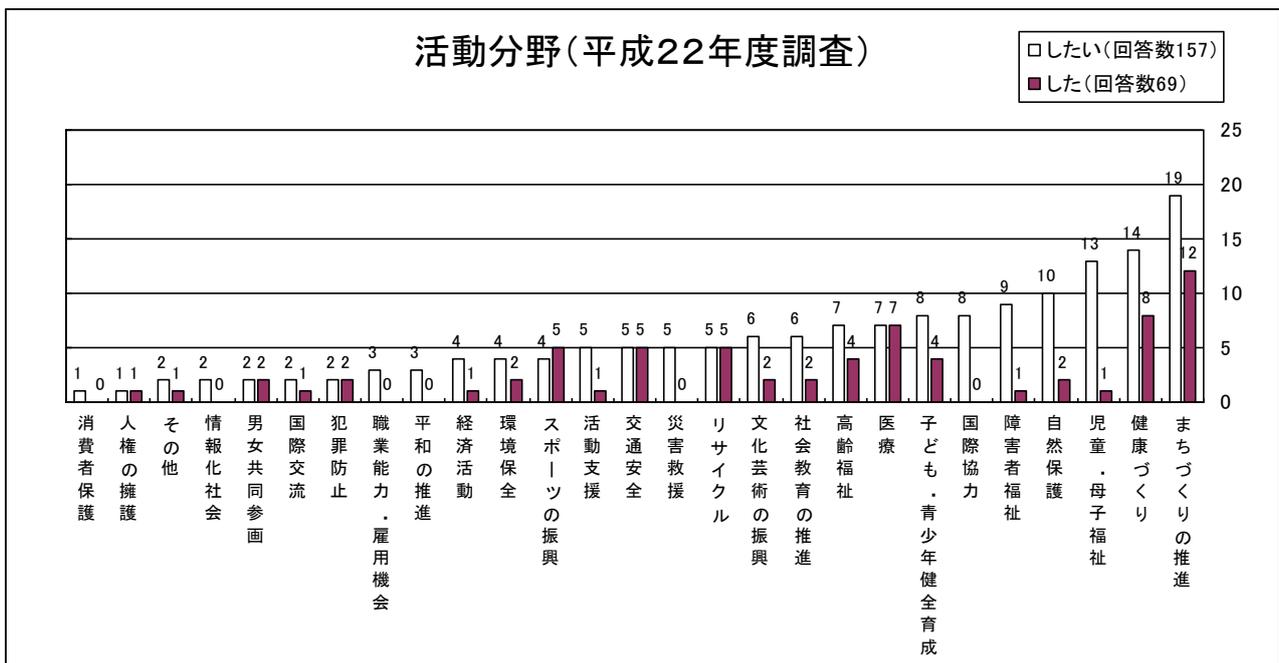
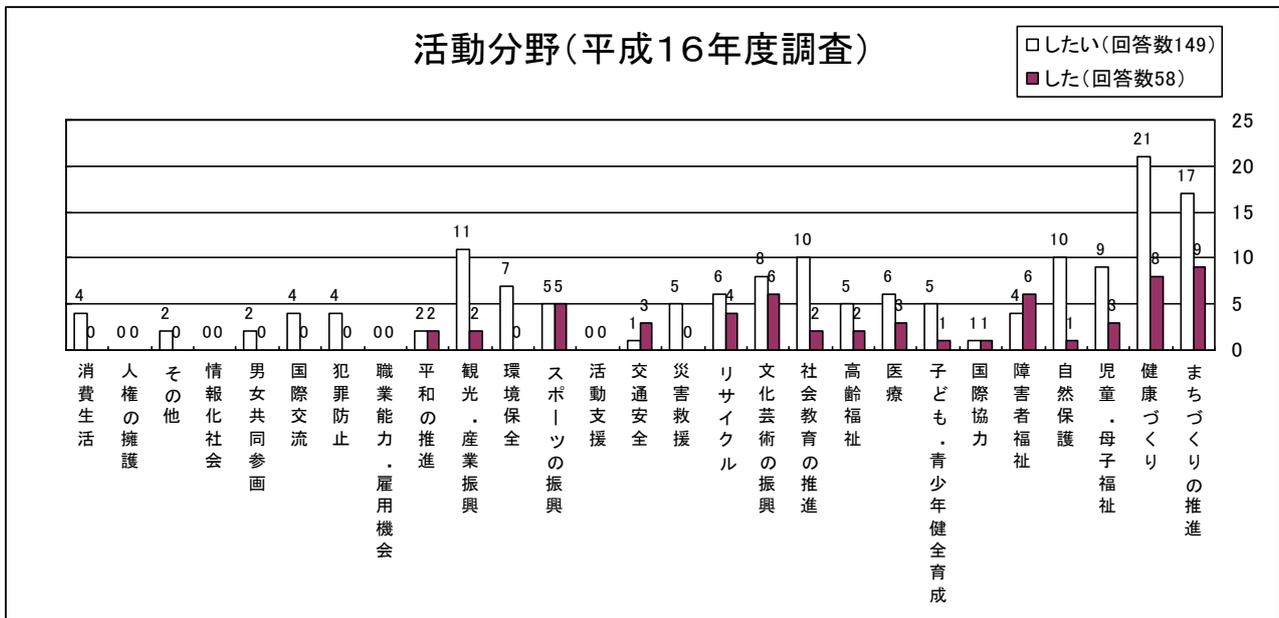
市民活動経験者は、平成16年度調査時点で29.4%でしたが、平成22年度調査では21.3%に減少しています。今後の意向を見ると、「活動したい」人が50.5%から45.5%へ減少していますが、依然として、半数近くの市民が市民活動に参加したいという積極的な意向を示しています。



(2) 活動分野

平成16年度調査結果では、活動「したい」(回答合計数149)は、「健康づくり」(21)、「まちづくりの推進」(17)、「観光・産業振興」(11)の順でしたが、平成22年度調査結果では、活動「したい」(回答合計数157)は、「まちづくりの推進」(19)、「健康づくり」(14)、「児童・母子福祉」(13)の順となっています。

平成16年度調査結果では、活動「した」(回答合計数58)は、「まちづくりの推進」(9)、「健康づくり」(8)、「文化芸術の振興」(6)、「障害者福祉」(6)の順でしたが、平成22年度調査結果では、活動「した」(回答合計数69)は、「まちづくりの推進」(12)、「自然保護」(10)、「障害者福祉」(9)の順となっています。

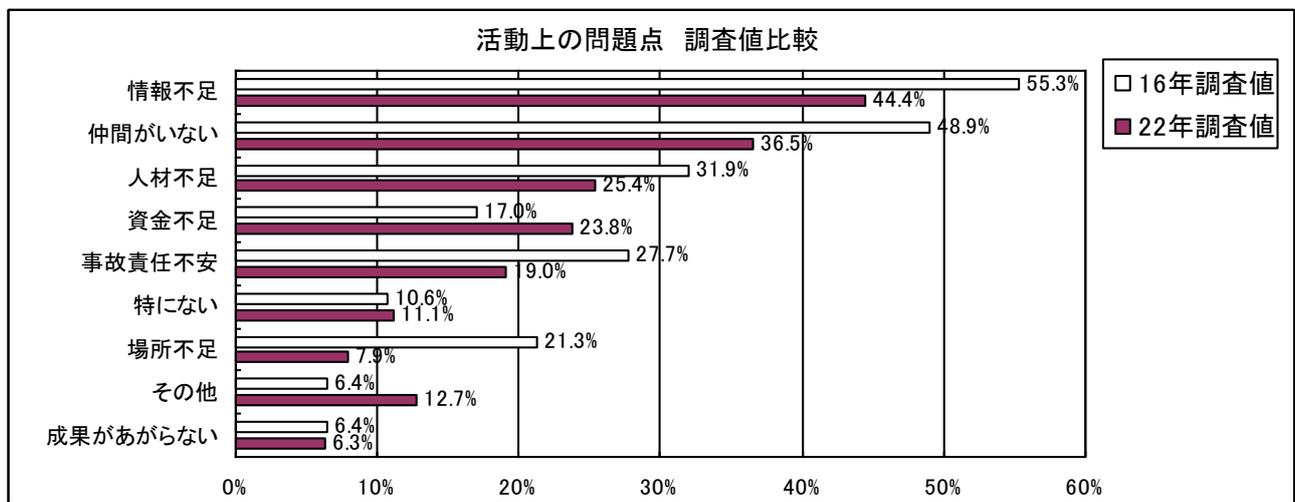


(3) 活動上の問題点（複数回答）

平成16年度調査結果では、活動上の問題点として、「情報不足」（55.3%）、「仲間がない」（48.9%）、「人材不足」（31.9%）などになっていましたが、平成22年度調査結果では、「情報不足」（44.4%）、「仲間がない」（36.5%）、「人材不足」（25.4%）などとなっています。

中でも「情報不足」が平成16年度調査時点よりは減少したものの、高い数値を維持しており、また、「資金不足」については増加しています。

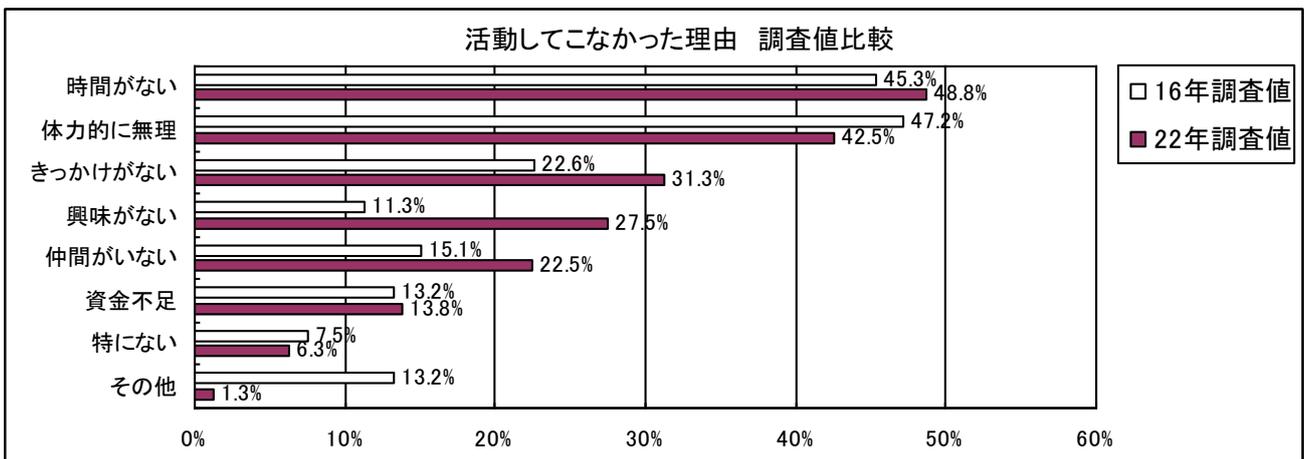
市民活動を活性化するには、適切な情報提供や継続的な助成が依然として必要と言える状況です。



(4) 活動してこなかった理由（複数回答）

平成16年度調査結果では、活動してこなかった理由として、「体力的に無理」が最も多く47.2%、次いで「時間がない」45.3%、「きっかけがない」22.6%などになっていましたが、平成22年度調査結果では、「時間がない」が最も多く48.8%次いで「体力的に無理」42.5%、「きっかけがない」31.3%などとなっています。

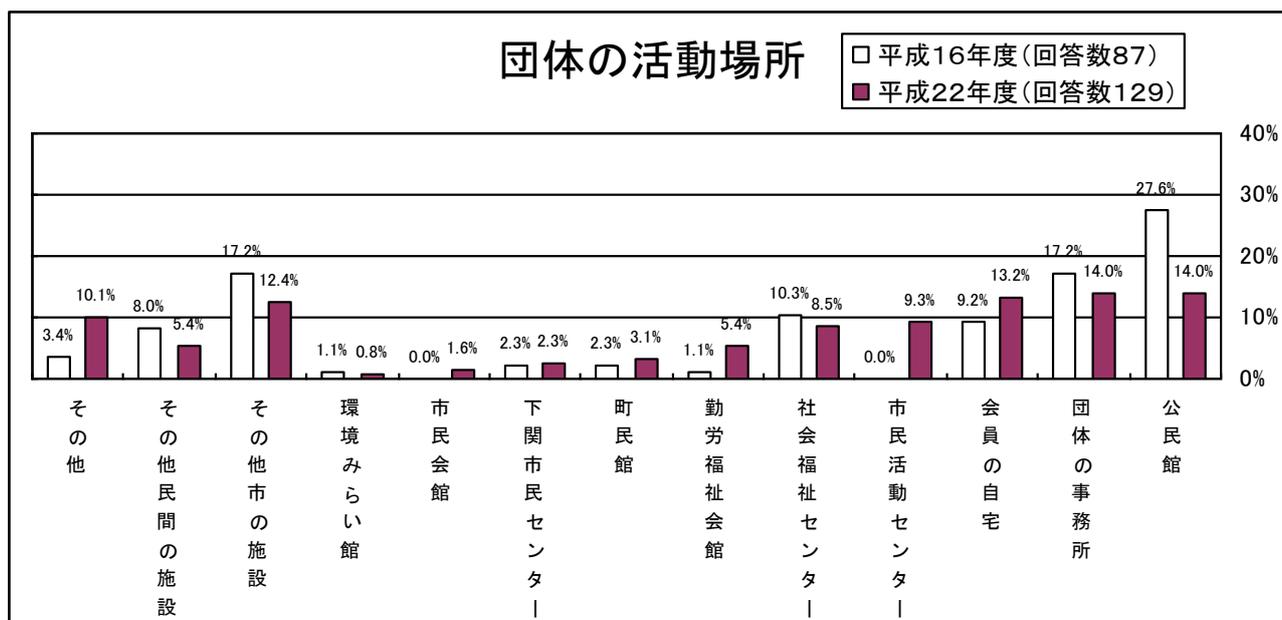
今回の調査では、前回に比べ「きっかけがない」、「仲間がない」という理由の増加が増えており、効果的な情報提供により活動を行う可能性がある市民は多いといえます。



4 市民活動団体意識 (平成16年度・平成22年度市民活動状況調査より)

(1) 団体の活動場所

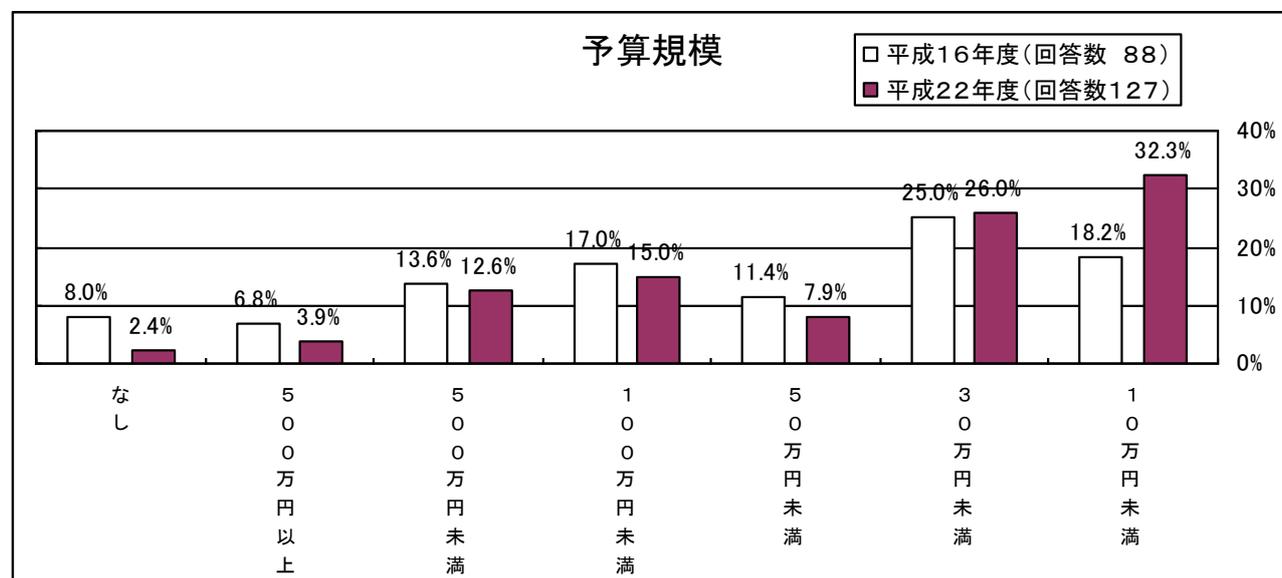
平成16年度調査結果では、最も頻繁に使う活動場所として、「公民館」(24)、「団体の事務所」(15)、「社会福祉センター」(9)の順となっていました。平成22年度調査結果では、「公民館」(18)、「団体の事務所」(17)、「会員の自宅」(16)、「しものせき市民活動センター」(12)の順となっています。



(2) 団体の活動資金

① 予算規模

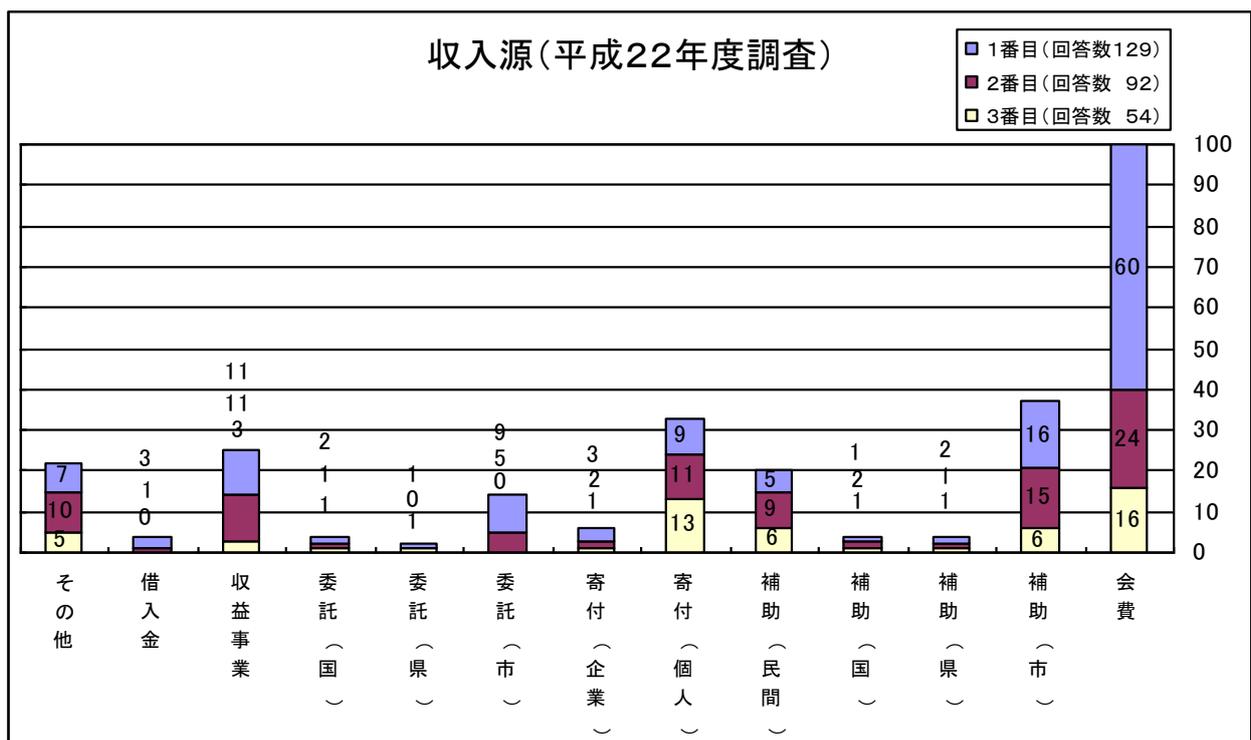
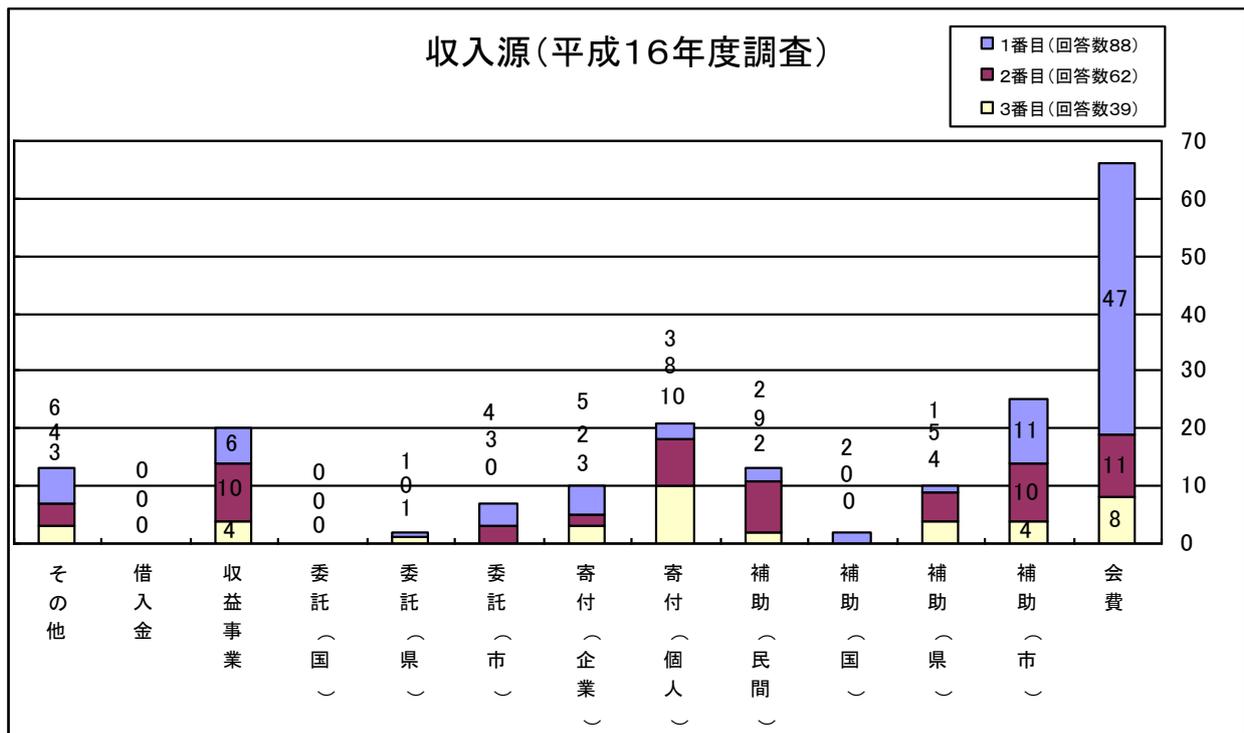
平成16年度調査結果では、団体の予算規模として、「30万円未満」が25.0%、「10万円未満」が18.2%、「50万円未満」が11.1%でしたが、平成22年度調査結果においても、「10万円未満」が32.3%、「30万円未満」が26.0%、「50万円未満」が7.9%となっており、6割以上の団体が年間「50万円未満」で運営しています。また、平成16年度に比べ、10万円未満という小規模予算で活動している団体がこの5年間で飛躍的に増加していることがわかります。



②収入源

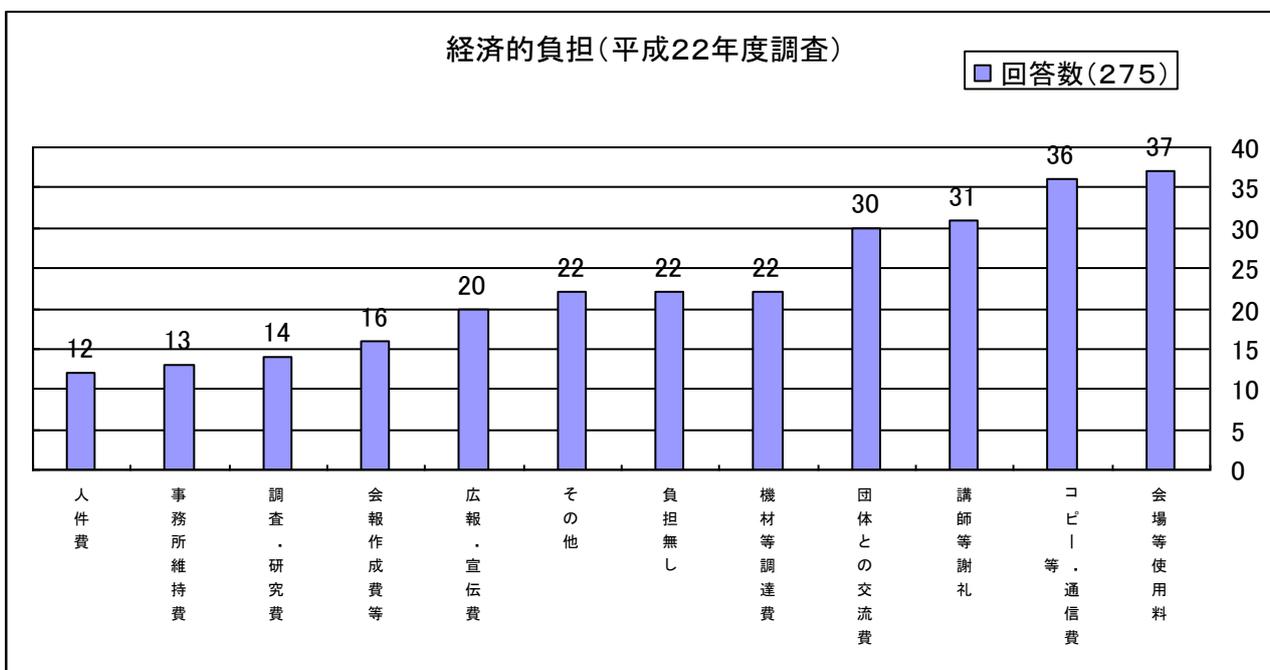
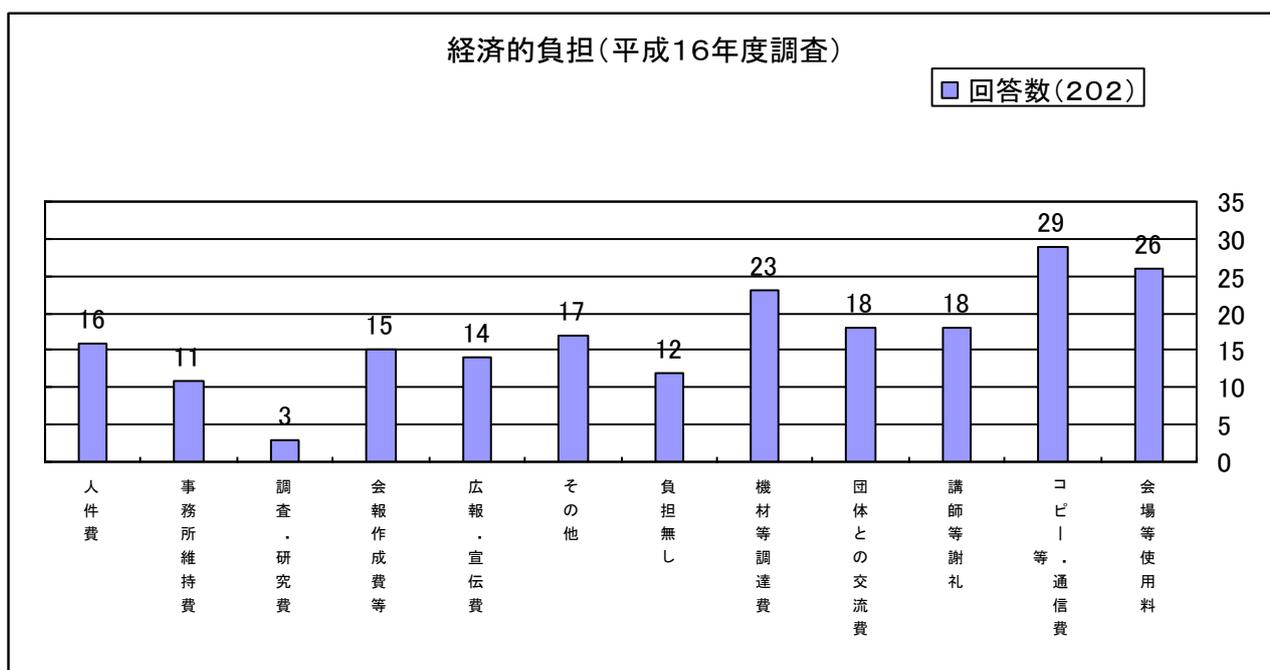
団体の収入源で上位3項目を調査し、項目別の合計をグラフにしています。

平成16年度調査結果では、会の収入は「会費」(1～3番目合計66)が圧倒的に多く、「市からの補助金」(同合計25)、「個人からの寄付」(同合計21)の順でしたが、平成22年度調査結果においても、「会費」(1～3番目合計100)が圧倒的に多く、「市からの補助金」(同合計37)、「個人からの寄付」(同合計33)の順となっています。



③経済的負担（複数回答）

平成16年度調査結果では、経済的負担としては、「コピー代・通信費等」（29）、「会場等使用料」（26）、「機材等調達費」（23）が多くなっていましたが、平成22年度調査結果では、「会場等使用料」（37）、「コピー代・通信費等」（36）、「講師等謝礼」（31）の順となっており、講演会等の開催費用への経費支出割合が増加しており、活動の活性化がうかがえます。

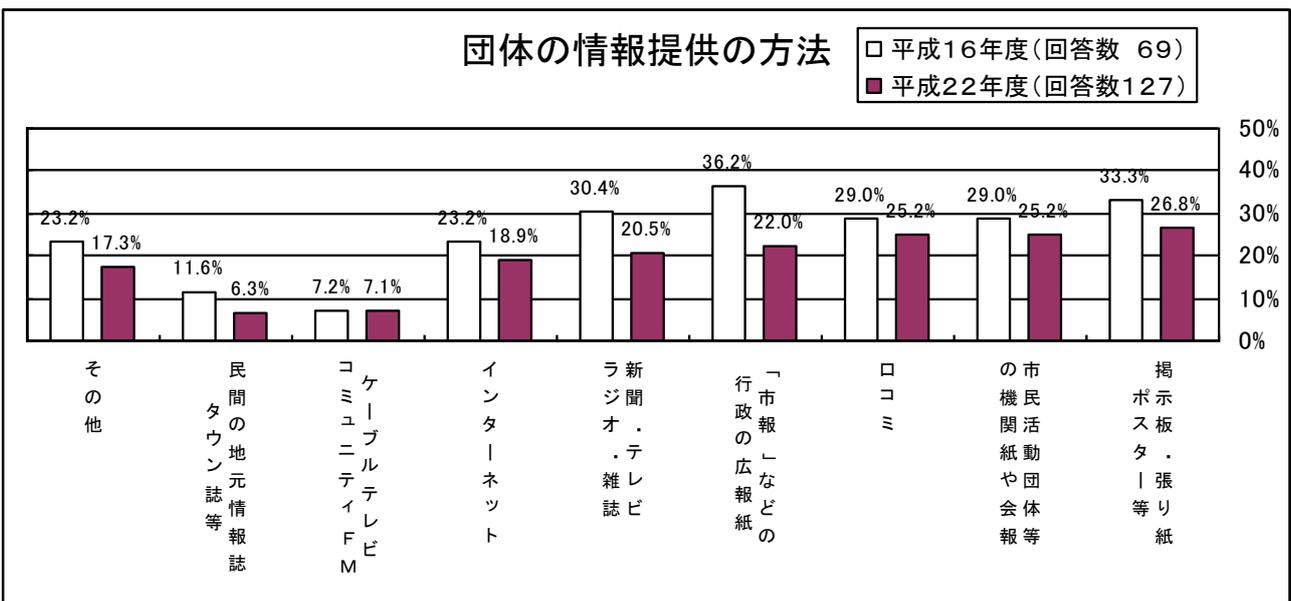
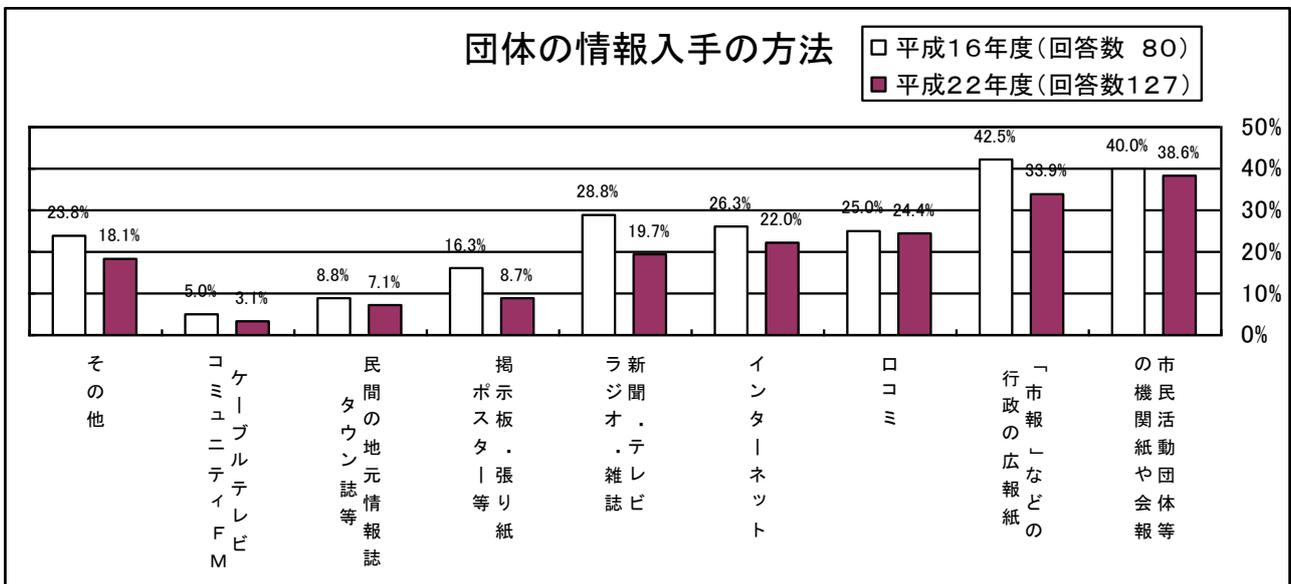


(3) 団体の情報の入手と提供（複数回答）

情報の入手手法として、平成16年度調査結果では、「市報等」（42.5%）、「機関紙・会報」（40.0%）、「新聞等」（28.8%）「インターネット」（26.3%）の順でしたが、平成22年度調査結果では、「機関紙・会報」（38.6%）、「市報等」（33.9%）、「口コミ」（24.4%）の順となっています。

情報の提供手法としては、平成16年度調査結果では、「市報等」（36.2%）、「掲示板・張り紙・ポスター等」（33.3%）、「新聞等」（30.4%）、「機関紙・会報」（29.0%）、「口コミ」（25.2%）の順でしたが、平成22年度調査結果では、「掲示板・張り紙・ポスター等」（26.8%）、「機関紙・会報」（25.2%）、「口コミ」（25.2%）の順となっています。

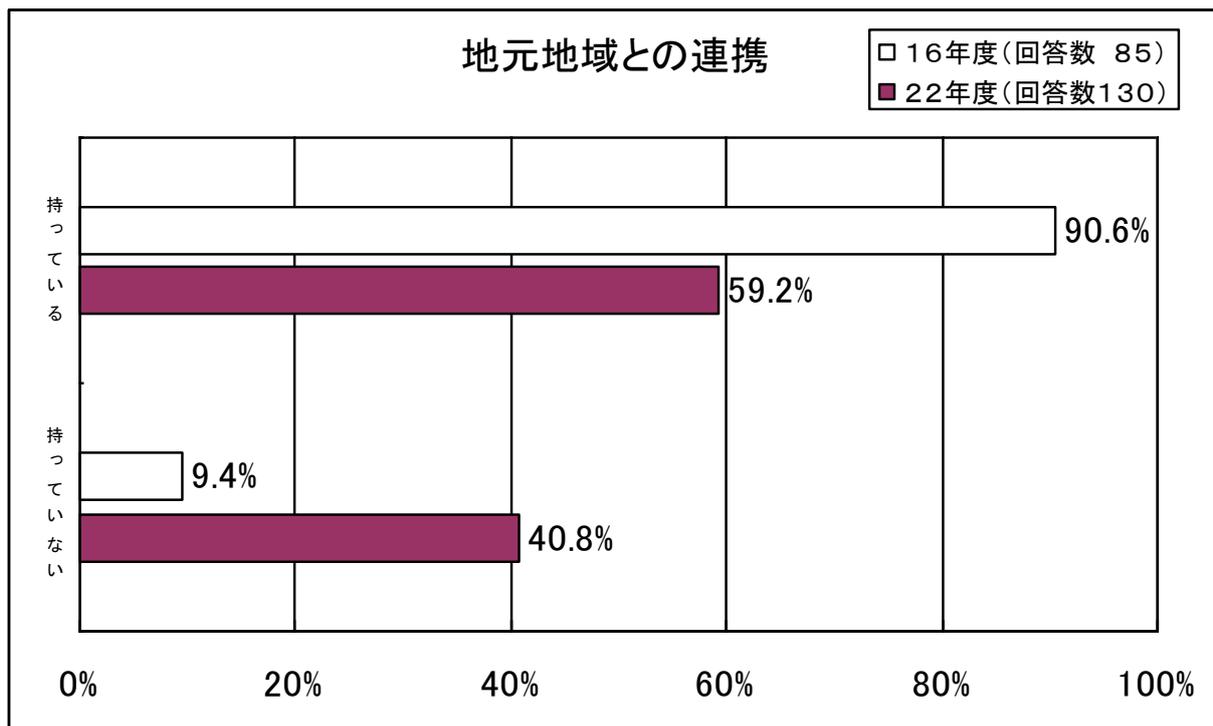
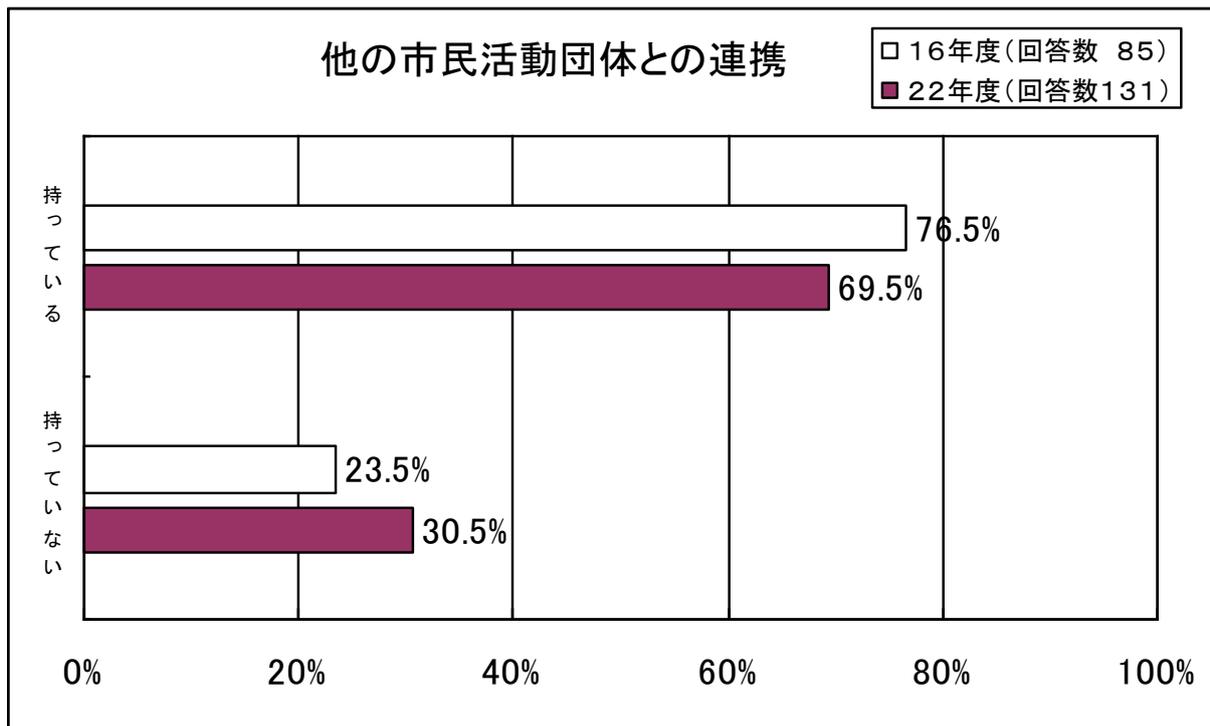
平成16年度の調査時には、情報の入手・提供ともに市報への依存度が高かったためですが、近年では自分達の活動を自分達の手で伝えるという自助努力の傾向がみられます。



(4) 他の団体や地域との連携度

他の市民活動団体と連携をしている団体は、平成16年度調査結果では76.5%でしたが、平成22年度調査結果では69.5%となっています。

地元地域と連携している団体は、平成16年度調査結果では90.6%でしたが、平成22年度調査結果では59.2%となっています。数値としては前回調査を下回っていますが、これは、近年の設立間もない団体の増加や活動エリアの広がりによるものが大きく、多くの団体は、他団体や地元地域と連携しながら活動を行っています。



5 市民活動を促進する上での課題（平成15年度・22年度市民活動状況調査より）

（1）活動上の問題点について

本市においては、市民活動を促進するため従来から様々な支援に努めてきました。また、平成18年3月には、本基本計画を策定し、市民活動を取り巻く環境について支援を継続することで、市民活動団体が抱える問題・課題の解消に取り組んできました。

しかしながら、市民活動団体意識を見ると、問題解消の兆しはあるものの、依然として、人材・資金不足、情報の発信に対し、多くの市民活動団体が問題を抱えている姿がうかがえます。

■人材面における課題（上位5項目複数回答）

平成15年度調査			平成22年度調査			
順位	項目	%	順位	項目	%	前回
1	新規会員減少・活動低迷	33.7%	1	高齢化・後継者不足	33.3%	↑3
2	会員多忙・活動低迷	29.7%	2	会員不足	31.8%	↑5
3	高齢化・後継者不足	26.7%	3	新規会員減少・活動低迷	30.2%	↓1
4	中心会員固定・マンネリ	25.7%	4	中心会員固定・マンネリ	25.6%	→4
5	会員不足	24.8%	5	会員多忙・活動低迷	24.8%	↓2

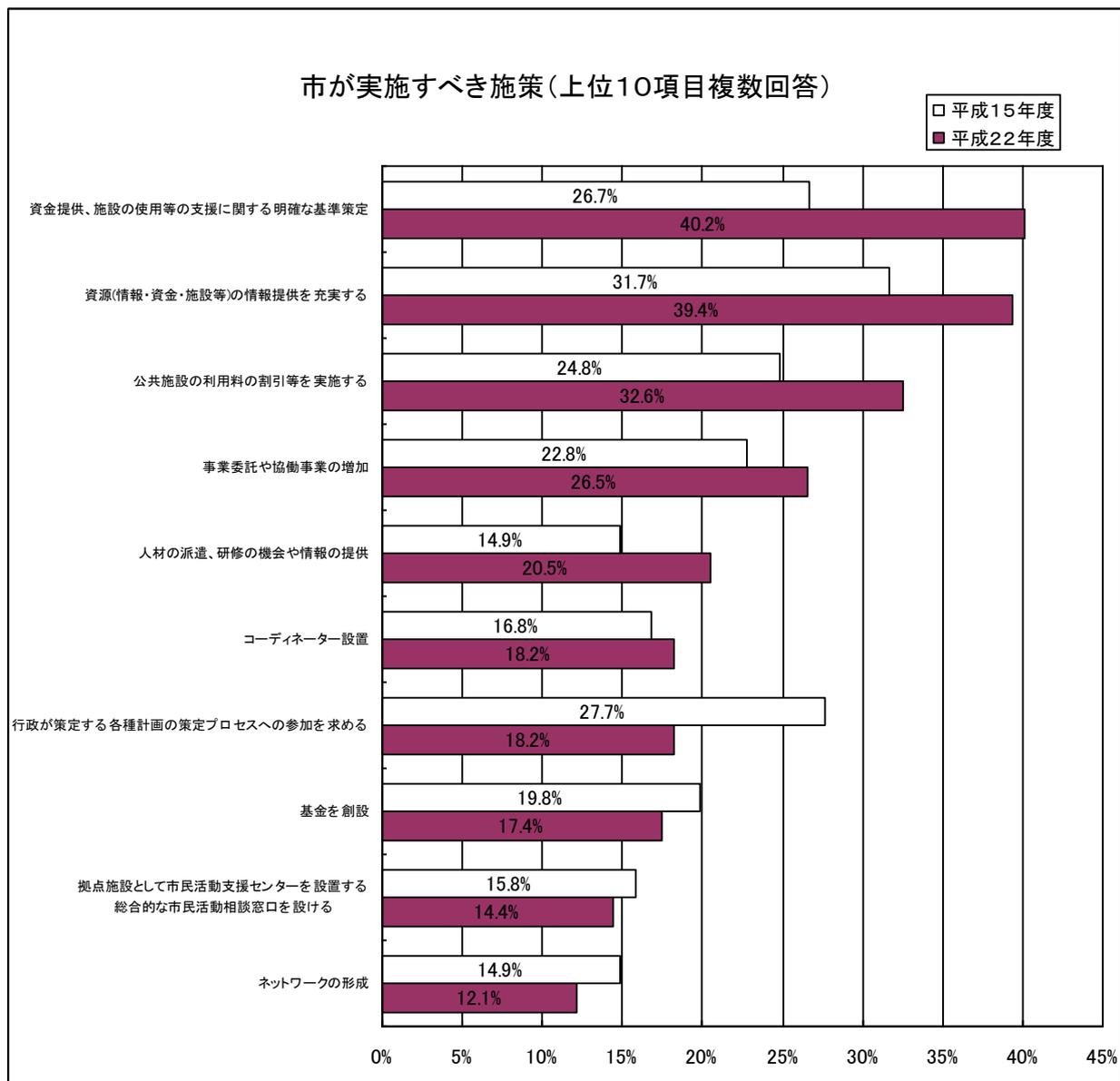
■運営面における課題（上位5項目複数回答）

平成15年度調査			平成22年度調査			
順位	項目	%	順位	項目	%	前回
1	運営資金確保	46.5%	1	運営資金確保	47.5%	→1
2	社会的認知、支持低迷	23.8%	2	情報発信・PR困難	24.6%	↑3
3	情報発信・PR困難	23.8%	3	特に課題なし	24.6%	↑5
4	知識・技能習得困難	14.9%	4	社会的認知、支持低迷	16.1%	↓2
5	特に課題なし	13.9%	5	活動場所等確保	13.6%	新

(2) 市が実施すべき施策

市民活動団体が要望する市が実施すべき施策としては、平成16年度調査結果では「資源（情報・資金・施設等）の情報提供の充実」（31.7%）、「各種計画の策定プロセスへの参加」（27.7%）、「支援に関する明確な基準策定」（26.7%）の順となっていました。平成22年度調査結果では「支援に関する明確な基準策定」（40.2%）、「資源（情報・資金・施設等）の情報提供の充実」（39.4%）、「公共施設の利用料割引」（32.6%）の順となっています。

行政が策定する各種計画の策定プロセスへの参加は可能となりましたが、市民活動団体が本来の活動を行ううえで、資金不足が慢性的な問題となっており、この解決が今後、市民活動団体の活動活性化のための大きな課題だといえます。



以上のような市民・市民活動団体が抱えている問題・課題、要望を踏まえ、市民活動の自主性・主体性を損なわない範囲で市民活動を促進するため、本基本計画による総合的な支援を継続してまいります。

6 ワークショップ 総括

各グループ最終結果

①「市民活動を促進する情報の収集及び提供」グループ

結果として、大・中・小項目に削除・修正はなく、「市報の中に市民活動のページを1ページ」、「ふくふくサポートだよりの回覧板による回覧」、「HP 活用度の実態調査」、「市民活動を学校でおひろめ課外」、「利用者ニーズの把握のためのモニター募集」など、詳細な施策の具体例を示す結果となりました。

②「市民活動の場の提供」グループ

結果として、大・中・小項目に削除・修正はなく、「使いやすい駐車場の配備」、「ベビーカーについてのバリアフリー」、「公共施設申請様式の統一・簡易化・簡略化の実施」、「子ども達との交流の場としての小中学校の解放」など、詳細な施策の具体例を示す結果となりました。

③「市民活動のネットワーク化の促進」グループ

結果として、大・中・小項目に削除・修正はなく、「市民活動センターで年2回の報告会開催」、「市民文化課職員とセンター職員に向けたコーディネーター研修」、「市民活動センターに今あるものを活用」など、詳細な施策の具体例を示す結果となりました。

④「市民活動を側面的に支援する助成制度の実施」グループ

結果として、大・中項目に削除・修正はなく、小項目「出前学習講座、セミナー、シンポジウム等の学習機会の提供」に「及び広報」を追加するという意見が出されました。また、「委託決定後の審査内容公開」や「補助金申請様式の簡略化」など、詳細な施策の具体例を示す結果となりました。

⑤「市職員の市民活動への参加促進」グループ

結果として、大項目「市職員の市民活動への参加促進」を「市職員の市民活動への理解と参加促進」に、中項目「市職員の市民活動への参加促進」を「市職員の市民活動への自主的・主体的参加促進」に変更、小項目「市職員としての資質の向上及び市民活動に対する共通認識の醸成促進」、「管理職を中心とした集中研修の検討」、「公募による職員の研修等への派遣」、「市民活動への自主的・主体的参加の促進」については削除するとの意見が出されました。また、「市職員が市民活動に参加する仕組みづくり」、「市職員の得意分野を生かしたボランティア登録」などの詳細な施策の具体例も示されました。

※ ワークショップでは上記のような意見が出されましたが、全ての意見を「施策展開の方向」の改定に反映させるものではありません。計画改定において意見を重視するとともに、ワークショップでの結果を踏まえ、個々の施策を実施する際の参考といたします。

7 ワークショップ 開催概要

基本計画改定に伴い、市民及び市民活動団体の方々から市民活動支援策への市民ニーズの把握を行うため、下関市市民協働参画条例第9条に規定されている市民参画の方法の1つである、ワークショップを計3回開催しました。

ワークショップ名 しものせき・協働のまちづくりワークショップ

開催日時 第1回 平成22年6月16日(水) 18:00~20:00
第2回 平成22年7月 7日(水) 18:00~20:00
第3回 平成22年8月 4日(水) 18:00~20:00
(交流会) 20:00~21:00

開催場所 しものせき市民活動センター 大会議室

ファシリテーター コミュニケーション技研 代表 中山 淑子 氏

参加者数 31名(公募)

検討内容 第1回では、「し・も・の・せ・き」の5つのグループに分かれ、市民活動促進支援策への意見を付箋に自由に書いていただき、その後、出た意見を現行の「施策展開の方向」の5つの大項目「①情報の収集及び提供、②活動場所の提供、③ネットワーク化の促進、④助成制度の実施、⑤市職員の市民活動への参加促進」及び5つの大項目に当てはまらないものを「⑥その他」に分類していただきました。

第2回では、5つの大項目ごとにグループに分かれ、第1回の意見を集約した「意見整理一覧」を参考に、行政の視点で、第1回の意見を削除・分類し、大項目ごとの中・小項目を作成していただきました。

第3回では、各グループの各人が、第2回の結果をまとめた「意見検討資料」の空欄部分である「費用対効果」「優先度」、「修正案」の各欄に意見を事前記入し、当日は、完成した「意見検討資料」を参考に各グループで話し合い、「施策展開の方向」を決定していただきました。

「ワークショップ」とは、価値観の違う参加者が、お互いの話合いや協働作業を通じて解決を図ろうとするものです。参加者が講演や意見発表を一方的に聴くのではなく、参加体験型の作業を通して対等な立場で議論し合い、問題解決のための意見統一を図っていく手法です。

特徴 全員の参加意識が高まり満足度が高いものとなります。

価値観の異なる多様な意見を積極的に交換しながら総意をまとめていくことが重要です。

各回のテーマや目標を明確にして開催されます。

ワークショップをより効果的に運営するためには、議論の良し悪しを判断せずに、中立的な立場で会議の進行を円滑に進める必要があります。

ワークショップ 4つの心得

- ① 自ら主体的にかかわること
- ② お互いに刺激しあい、学びあうこと
- ③ 遊び心を忘れないこと
- ④ 無理はしないこと

8 ワークショップの記録

(1) 第1回ワークショップ

第1回ワークショップでは、「し・も・の・せ・き」の5グループに分かれて、「市民活動を行う際に、下関市がどのような環境であったら活動しやすいのか、活動のために、どのような市の支援策が必要なのか」について、それぞれの立場で自由なご意見を出し合い、その意見はどの項目に該当するのか、次の6項目に分類して発表していただきました。

- | | |
|--------------|------------------|
| ① 情報の収集及び提供 | ④ 助成制度の実施 |
| ② 活動の場の提供 | ⑤ 市職員の市民活動への参加促進 |
| ③ ネットワーク化の促進 | ⑥ その他 |



■第1回プログラム

概 要	時 間	備 考
1. はじめのあいさつ	18:00～	全体
2. ワークショップをはじめよう！ ○ワークショップって？ ○スタッフ紹介 ○本日のプログラム紹介 ○みんなで心あわせ（アイスブレイク） ○グループに分かれよう	18:05～	全体
3. 市民活動及び基本計画の説明	18:25～	グループ
4. グループで話し合ってみよう！ ○市民活動の促進に必要なことやアイデアを出し合おう！ ○出た意見をまとめてみよう！ ①市民活動を促進する情報の収集・提供 ②市民活動の場の提供 ③ネットワーク化の促進 ④助成制度 ⑤市職員の市民活動への参加促進 ⑥その他	18:35～	グループ
5. みんなで発表しあおう！	19:35～	全体
6. わちあいとふりかえり	19:50～	全体
7. おわりのあいさつ	19:55～	全体

第1回ワークショップ風景



■第2回プログラム

概 要	時 間	備 考
1. はじめのあいさつ	18:00～	全体
2. ワークショップをはじめよう！ ○なぜコミュニケーションが必要なの？ ○スタッフ紹介 ○本日のプログラム紹介 ○みんなで心あわせ（アイブレイク・もしも私が〇〇なら・・・） ○自分メッセージタイム ○グループに分かれよう	18:05～	全体
3. 第1回「みんなの意見整理一覧」の報告	18:30～	グループ
4. グループで話し合ってみよう！（活かす・変える・加える） ○「5つの基本大項目」ごとに分かれ、 市民の視点をもつ行政として考えてみよう！ ①情報の収集及び提供グループ ②活動場所の提供グループ ③ネットワーク化の促進グループ ④助成制度の実施グループ ⑤市職員の市民活動への参加促進グループ ○出た意見をまとめてみよう！	18:35～	グループ
5. みんなで発表しあおう！	19:35～	全体
6. わちあいとふりかえり	19:50～	全体
7. おわりのあいさつ	19:55～	全体

第2回ワークショップ風景



(3) 第3回ワークショップ

ワークショップ最終回となる、第3回ワークショップでは、第2回の結果をまとめた「意見検討資料」を事前に完成させていただき、当日は、作成した項目ごとに施策展開の方向のどの部分に該当するのか、グループで検討し、発表していただきました。

「意見検討資料」の「対象」・「経費」・「注意点」欄については、行政側が事前に記入し、ワークショップ参加者は「費用対効果欄」、「優先度欄」、「修正案欄」に意見を記入しました。

意見検討資料の完成については、以下の手順で行いました。

- ① 「対象」、「経費」欄を参考に、「費用対効果欄」に『◎、○、△、×』を記入
- ② 「費用対効果」、「注意点」欄を参考に「優先度」欄に『◎、○、△、×』を記入
- ③ 上記①、②の結果から、項目に修正が必要な場合は、「修正案」欄に項目を修正したものを記入

■意見検討資料 記入例

項目名	対象	経費	費用対効果	注意点	優先度	修正案
市民活動の広報紙を作成し、全市民に	① ② ③	約 3,000 万円	△	予算増額が必要	△	現在の市報に活動のページを
ハンドブック等情報提供冊子の活用	② ③	通常予算	◎		◎	
企業の市民活動への参加促進	① ② ③	—	◎	企業の活動への理解が必要	○	
口頭による施設利用申請を可能に	③	通常予算	◎	本人証明が困難なため責任の所在が不明瞭	△	電話による仮予約後、数日以内に本申請
活動センターと同等の施設を設置	② ③	1施設あたり 施設改修費 約 5,000 万円 運営経費 約 800 万円	△	予算増額が必要情報の共有ができていれば、拠点施設は1箇所とし、サテライトとしての活動場所がある方が効率的	△	

※「対象」欄 ①＝市民活動に興味のない人、知らない人、②＝市民活動に興味のある人、
③＝市民活動を積極的にしている人

※「経費」欄 経費は人件費を除いた概算額です。

■第3回プログラム

概要	時間	備考
1. はじめのあいさつ	18:00～	全体
2. ワークショップをはじめよう！ ○第2回と同じグループで集まろう！ ○本日のプログラム紹介 ○みんなで心あわせ(アイブレイク・何が大切？優先順位シミュレーション)	18:05～	全体
3. 第2回「5つの基本大項目ごとのまとめ」の報告	18:15～	全体
4. グループでまとめてみよう！ ○「5つの基本大項目」ごとに分かれ、 施策展開の方向を完成させよう！ ①情報の収集及び提供グループ ②活動場所の提供グループ ③ネットワーク化の促進グループ ④助成制度の実施グループ ⑤市職員の市民活動への参加促進グループ ○完成した施策展開の方向を発表しよう！	18:20～	グループ
5. みんなで全体をチェックしよう！ ○新・施策展開の方向を全体的にチェックして意見交換しよう！ ○みんなで最終決定しよう！	19:20～	全体
6. わかちあいとふりかえり	19:45～	全体
7. おわりのあいさつ	19:55～	全体

第3回ワークショップ風景



■「市民活動を促進する情報の収集及び提供」グループの結果（文章）

（１）多様な広報媒体を活用した市民活動情報の発信

- ① 市報を活用した情報発信
街の元気！⇒家に居ながら⇒知る
市報の中に市民活動のページを１ページ
- ② しものせき市民活動センター発行の「ふくふくサポートだより」を活用した情報発信
回覧板、紙面の工夫、いろんな所で同時進行
- ③ 下関市ホームページを活用した情報発信
どれだけ重きをおくか？
HPの活用度は？実態調査
- ④ コミュニティFM等報道機関を活用した情報発信

収集の方法が
ぬけている

みんなでやろうよ
みんなのまちだから

（２）市民活動の理解と参加へのきっかけづくり

- ① 公開活動成果発表会の開催
発表会はやってもなかなか参加者がいない
ボランティア活動団体へ市が〇〇賞（まちづくり大賞）を贈る
会報のコンテストを！ 感心のアンテナ
- ② 生涯学習講座、セミナー、シンポジウム等の学習機会の提供
こういう場所がもっと欲しい
- ③ 学校等と連携した市民活動学習への参加
市民活動を学校でおひろめ課外！！
教育委員会、公民館との連携

（３）市民活動支援機関等との連携・情報共有

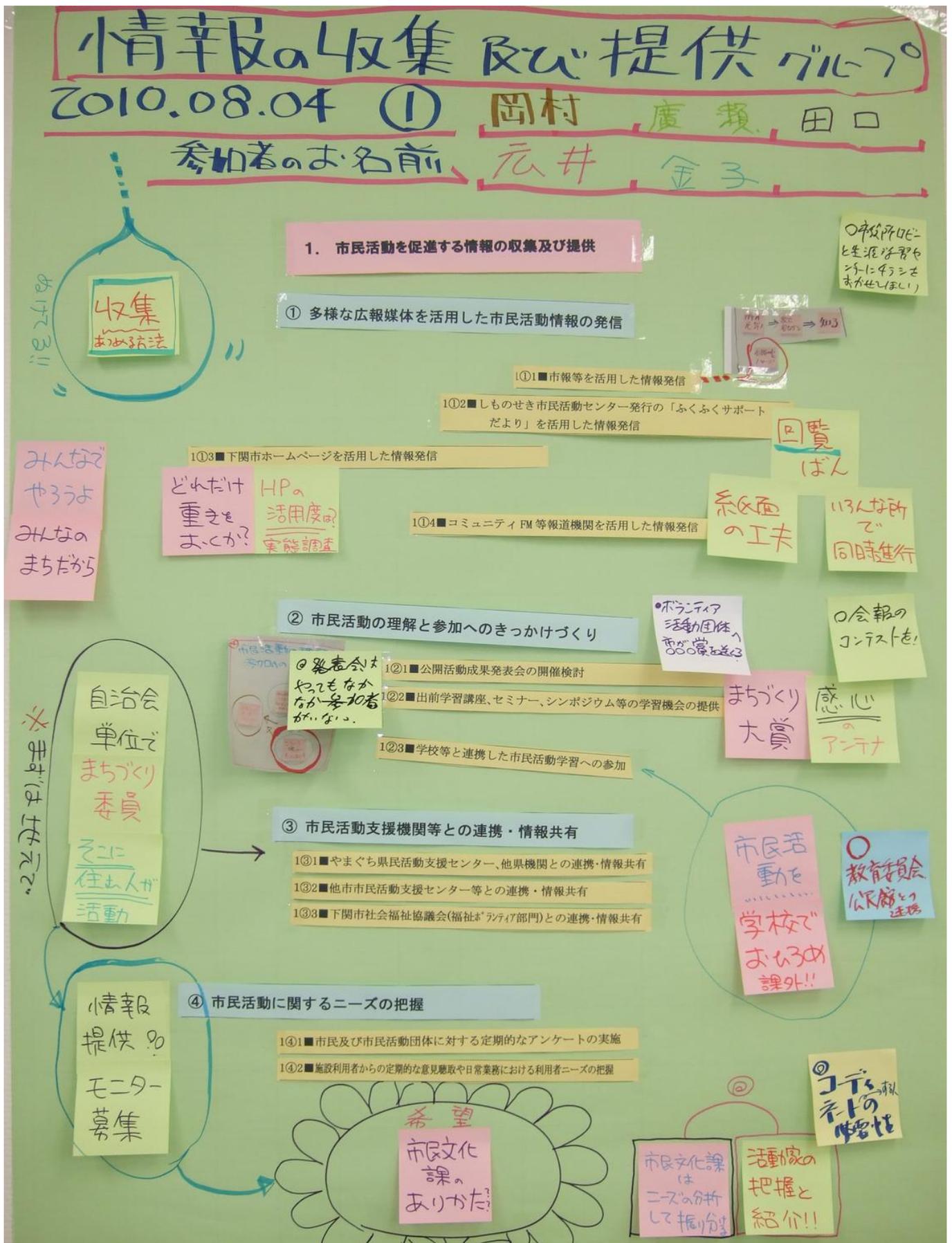
- ① やまぐち県民活動支援センター、他県機関との連携・情報共有
- ② 他市市民活動支援センター等との連携・情報共有
- ③ 下関市社会福祉協議会（福祉ボランティア部門）との連携・情報共有
自治会単位で「まちづくり委員」、そこに住む人が活動 ※まずは地元で

（４）市民活動に関するニーズの把握

- ① 市民及び市民活動団体に対する定期的なアンケートの実施
- ② 施設利用者からの定期的な意見聴取や日常業務における利用者ニーズの把握
情報提供！！
モニター募集
市民文化課はニーズを分析して振り分ける
活動家の把握と紹介
コーディネートする人の必要性

市民文化課の
ありかた

■「市民活動を促進する情報の収集及び提供」グループの結果（写真）



■「市民活動の場の提供」グループの結果（文章）

（１）市民活動拠点施設の整備・管理運営

- ① 市民活動支援コーナーの移転拡張による総合拠点施設化の実施
公共交通 使い易い駐車場
学習室 コミュニケーション広場
- ② 拠点施設内の運営に関する市民活動団体の意見聴取
- ③ 各地域における拠点施設整備の検討
ベビーカーについてのバリアフリー
FAXとパソコン増やして

（２）公共施設の有効活用

- ① 施設利用申請簡素化の検討
公共施設の申請の様式を統一する
簡易化、簡略化の実施
捺印不要
- ② オンライン公共施設予約サービスの拡充
- ③ 施設使用料等の減免基準の公表 ←ゆるくする！
- ④ 公共施設情報の一元化

（３）空き店舗・事業所、空き教室等休眠施設の有効活用

- ① 空き店舗等の市民活動拠点化の検討及び事業者への協力要請
空き店舗の情報を知りたいが？ 情報の開示
店舗を市民が活用していく
商店街の活性化
企業への理解、情報ネットワーク
- ② 小中学校等空き教室の開放、市民活動拠点化の検討
管理者によっては開放してもらっている（統一して欲しい）
子ども達との交流の場としての開放
保育所・小学校を時間外にサークル場所に
- ③ 市民活動拠点の公設民営形態の検討
指定管理者制度にするのか
予算措置はどうする

（４）備品・機材等の提供

- ① 市民活動に要する各種備品の貸し出し制度の整備
備品のリストを整備

■「市民活動の場の提供」グループの結果（写真）

② 市民活動の場の提供

参加者名 沖村 稗田 松山
木村 永原 (2名) 高橋

2010年8月4日(水) 市民活動セミナー

2. 市民活動の場の提供

① 市民活動拠点施設の整備・管理運営

2①1 ■市民活動支援コーナーの移転拡張による総合拠点施設化の実施

→ 公共交通 学習室
駐車場 コミュニケーション
使い易い 広場

2①2 ■拠点施設内の運営に関する市民活動団体の意見聴取

2①3 ■各地域における拠点施設整備の検討

→ ベビーカー FMAを
についての ふやして
バリアフリー

② 公共施設の有効活用

2②1 ■施設利用申請簡素化の検討

2②2 ■オンライン公共施設予約サービスの拡充

2②3 ■施設使用料等の減免基準の公表

2②4 ■公共施設情報の一元化

③ 空き店舗・事務所・空き教室等休眠施設の有効活用

2③1 ■空き店舗等の市民活動拠点化の検討

2③2 ■小中学校等空き教室の開放、市民活動拠点化の検討

2③3 ■市民活動拠点の公設民営形態の検討

④ 備品・機材等の提供

2④1 ■市民活動に要する各種備品の貸し出し制度の整備

行政の刷新
可能として
処理するのは
あれは
全項目
◎

様式統一化
簡易化
簡略化
実施
捺印不要

公共施設の
申請の様式
を統一する

減免基準
公表を
ゆるくする!

情報の
開示
企業への
理解
小市民ネットワーク

空き店舗の
情報を
たかが

店舗と
が活用
は

商店街の
活せ

子育てに
よっては
併設
して
（併設は
いい）

子供達の
交流の場
としての
開放
措置

保育所
小学校
と
サークル
場所
時間
など

指定
管理
制度に
する
のか?

は
どう
する

備品の
リスト
を
整備

?

■「市民活動のネットワーク化の促進」グループの結果（文章）

（１）ボランティアネットワークシステムの整備

ホームページ◎

個人ボラの募集は社協位・・・

情報が得やすいHPの作成 整理されたHP

プロによるHP作成

利用者、利用者の年齢等を実態把握

紙媒体△

ふくふくサポートだより2ヶ月に1回

ふくふくサポートで年2回の報告

（２）市民活動団体間のネットワークの構築推進

ネットワークづくりのためのワークショップ開催

今回のワークショップ
に職員が参加しないの
が残念

（３）協働コーディネーターの配置

ボランティアの総合窓口

センターを充実

職員のスキルアップ

人材の育成を長くして欲しい

研修会に出て一緒に学ぶ

市民文化課職員とセンター職員に向けたコーディネーター研修

ボランティアスピリットのある人

今あるもの（活動センター）をもっと活用しようよ

ボランティア登録

個人の意欲をつなぐ場

ふくふくサポートを自治体において！

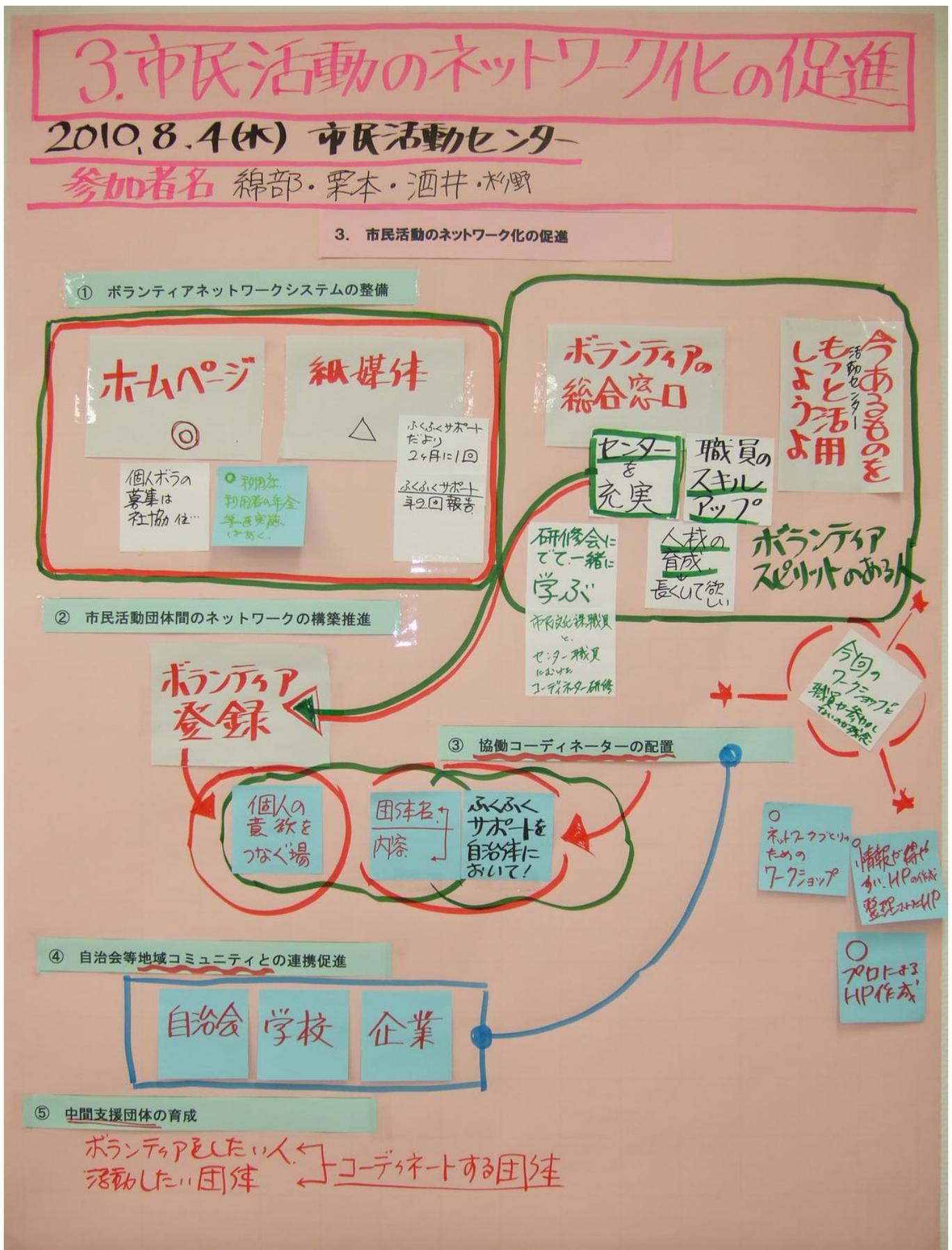
（４）自治会等地域コミュニティとの連携促進

自治会・学校・企業とのコーディネート

（５）中間支援団体の育成

ボランティアをしたい人と活動したい団体をコーディネートする団体

■「市民活動のネットワーク化の促進」グループの結果（写真）



■「市民活動を側面的に支援する助成制度の実施」グループの結果（文章）

（１）新たな市民活動助成制度の検討

- ① 事業公募型補助事業の拡大の検討
最高50万円の限度額を設ける必要なし 費用と効果
飲食費は自費
10万円を超えた金額も全額助成して欲しい
オニギリ代、みそ汁代は認めるべき！
- ② 補助採択・選考審査への市民委員の登用の検討
公募による市民参加
助成金をもらった団体から委員を出す

（２）事業委託による市民活動の促進

- ① 市民の発想、アイデアを生かした公共サービスの充実
- ② 市民と行政との協働の促進
委託決定後の審査内容公開
審査委員氏名の公開

JVによる
委託事業

（３）市民活動保険の利用促進

- ① 市民活動の実態に即した保険制度の運営と広報の充実

活かす

（４）市民活動を担う人材の育成

- ① マネジメント・リーダー能力養成のための助成制度の拡充
- ② 出前学習講座、セミナー、シンポジウム等の学習機会の提供 及び広報

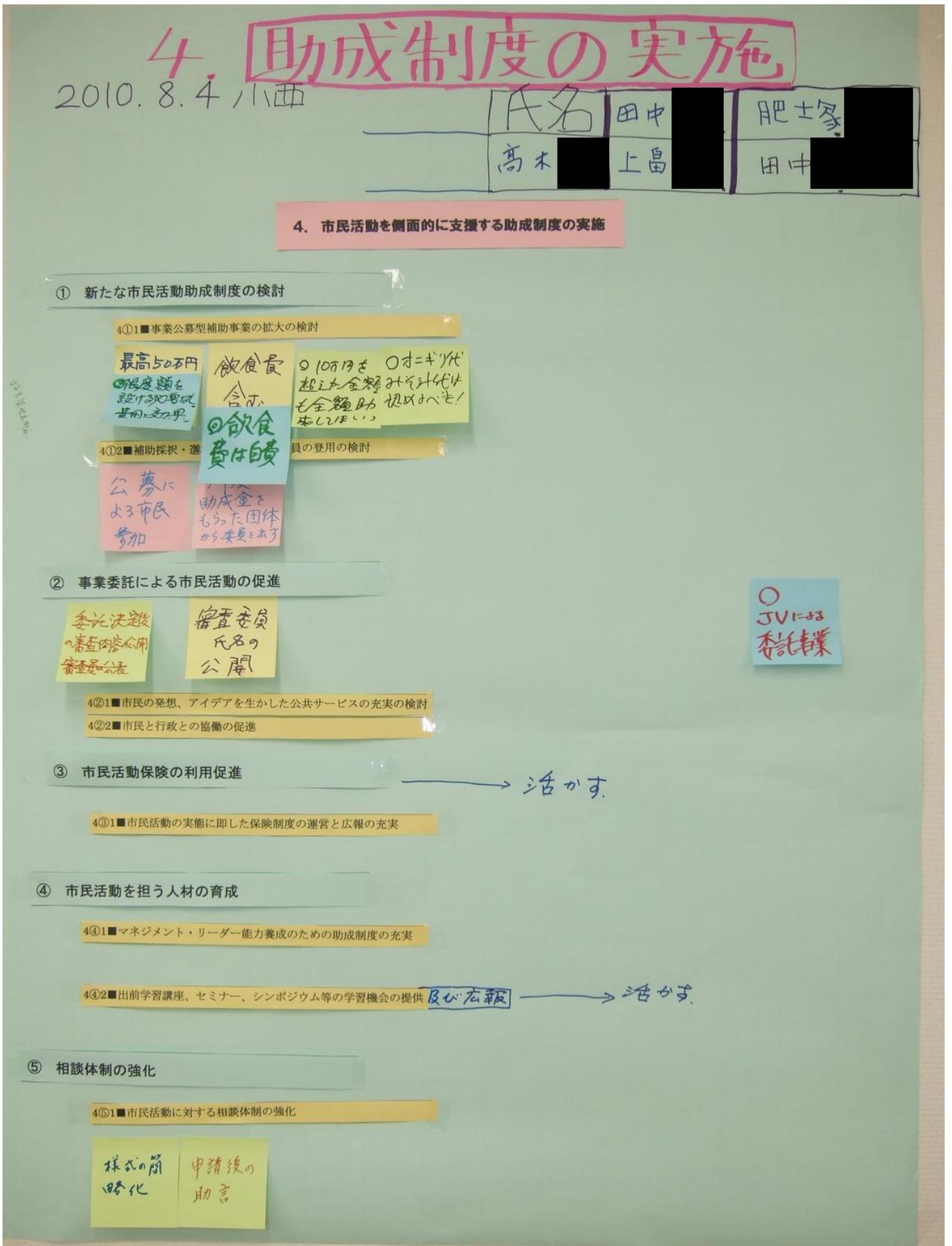
活かす

追加

（５）相談体制の強化

- ① 市民活動に対する相談体制の強化
様式の簡略化
申請後の助言

■「市民活動を側面的に支援する助成制度の実施」グループの結果（写真）



■「市職員の市民活動への参加促進」グループの結果（文章）

大項目 市職員の市民活動への参加促進 理解と

~~(2)~~ (1) 市職員の市民活動への参加促進 自主的・主体的

行政のプロとして、市民とのパイプ役となって協働参画の推進
ボランティア活動とは何か 共通認識を持つ
市職員が市民活動に参加する仕組みづくり
地域はそこに住むものが自ら作っていかねば決して良くならない
(宮本常一)

- ② ①ボランティア休暇の取得奨励
市職員の得意分野を生かしてボランティア登録
文化・スポーツ活動を入口として、まず、市民活動を始めよう
職制とは異なるボランティア組織を作る

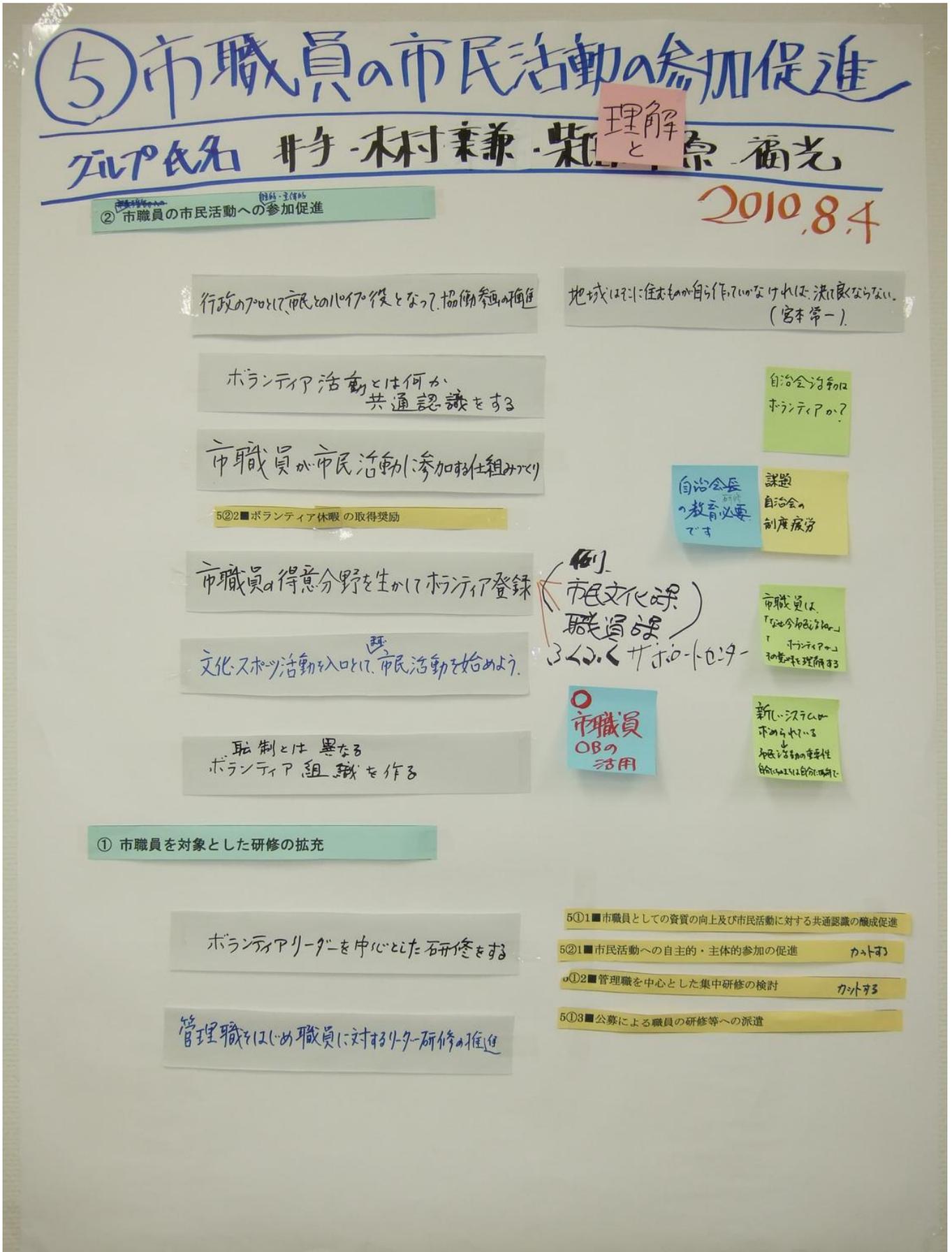
~~(1)~~ (2) 市職員を対象とした研修の拡充

ボランティアリーダーを中心とした研修をする
管理職をはじめ職員に対するリーダー研修の推進

計画から削除する内容

- ・市職員としての資質の向上及び市民活動に対する共通認識の醸成促進
- ・管理職を中心とした集中研修の検討
- ・公募による職員の研修等への派遣
- ・市民活動への自主的・主体的参加の促進

■「市職員の市民活動への参加促進」グループの結果（写真）



第5章 施策展開の方向

第5章 施策展開の方向

1 市民活動を促進する情報の収集及び提供

市民活動の情報を、様々な広報媒体によって広く市民に紹介し、その活動の意義や社会的役割などについて理解や関心を深めるとともに、活動への参加のきっかけづくりとなる情報提供を行います。

また、市民活動団体や市民活動支援機関等の関係機関と連携して、市民活動に関する人材、活動拠点、助成制度等の情報を積極的に収集するとともに、個人情報保護に配慮しつつ、多様な手段による速やかな情報提供を行います。

(1) 多様な広報媒体を活用した市民活動情報の発信

- ① 市報「しものせき」等を活用した情報発信
- ② しものせき市民活動センター発行「ふくふくサポートだより」を活用した情報発信
- ③ 下関市ホームページを活用した情報発信
- ④ コミュニティFM等報道機関を活用した情報発信

(2) 市民活動の理解と参加へのきっかけづくり

- ① 公開活動成果発表会の開催
- ② 出前講座、セミナー、シンポジウム等の学習機会の提供及び広報
- ③ 学校等と連携した市民活動学習への参加

(3) 市民活動支援機関等との連携・情報共有

- ① やまぐち県民活動支援センター、他県機関との連携・情報共有
- ② 他市市民活動支援センター等との連携・情報共有
- ③ 下関市社会福祉協議会（福祉ボランティア部門）との連携・情報共有

(4) 市民活動に関するニーズの把握

- ① 市民及び市民活動団体に対する定期的なアンケートの実施
- ② 施設利用者からの定期的な意見聴取や日常業務における利用者ニーズの把握

2 市民活動の場の提供

様々な分野で市民活動を促進するため、市民が自主的に活動できる場として、市民活動拠点施設である、しものせき市民活動センターの管理運営をはじめ、既存公共施設の有効活用等、市民活動の場の充実・強化を検討・実施します。

(1) 市民活動拠点施設の管理運営

- ① しものせき市民活動センターの管理運営
- ② 拠点施設の運営に関する市民活動団体の意見聴取
- ③ 各地域における活動施設の整備検討
- ④ しものせき市民活動センターの公設民営形態の検討

(2) 公共施設の有効活用

- ① 施設利用申請簡素化の検討
- ② オンライン公共施設予約サービスの拡充
- ③ 施設使用料等の減免基準の公表
- ④ 公共施設情報の一元化

(3) 空き店舗・事業所、空き教室等休眠施設の有効活用

- ① 空き店舗等の有効活用及び事業者への協力要請
- ② 小中学校等空き教室の開放促進

(4) 備品・機材等の提供

- ① 市民活動に要する各種備品の貸し出し制度の充実

3 市民活動のネットワーク化の促進

市民活動が発展する過程においては、他団体・他分野との出会いや交流が図られることが重要です。

個と個をつなぎ、既存の市民活動を活性化させたり、参加の底辺を拡大させる人的交流や必要な情報を収集する機能と社会に向けて情報を発信する双方向のネットワークを整備促進します。

(1) ボランティアネットワークシステムの整備

- ① ボランティアや市民活動に関する情報の集約・一元化の検討
- ② ボランティアや市民活動への登録制度の充実
- ③ しものせき市民活動センターによるコーディネートの実施

(2) 市民活動団体間のネットワークの構築推進

- ① 市民活動団体紹介冊子の広報・内容の充実
- ② 市民活動団体交流会の実施及び事業委託の実施

(3) 協働コーディネーターの配置

- ① 市民と行政、市民と市民の協働をコーディネートする人材育成

(4) 自治会等地域コミュニティとの連携促進

- ① 市民活動の持つ専門性・行動力と地域コミュニティの持つ地域に根ざした組織力の連携による相互の活動促進

(5) 中間支援団体の育成

- ① 市民活動団体等の支援活動を行う市民活動団体（中間支援団体）の育成

4 市民活動を側面的に支援する助成制度の実施

活動を支援する助成は、市民活動が継続的に発展していくための重要な施策であることから、現在の助成制度の適切な運営を図りながら、市民活動の自主性・主体性に配慮しつつ、人材面・資金面等の問題を抱える市民活動団体が組織的な活動を維持発展できるよう、多様性に応じた各種助成の枠組みについて整備・検討を行います。

(1) 市民活動助成制度の充実

- ① 公募型助成制度の拡大
- ② 補助採択・選考審査への市民委員の登用

(2) 事業委託による市民活動の促進

- ① 市民の発想、アイデアを生かした公共サービスの充実
- ② 市民と行政との協働の促進

(3) 市民活動保険の利用促進

- ① 市民活動の実態に即した保険制度の運営と広報の充実

(4) 市民活動を担う人材の育成

- ① マネジメント・リーダー能力養成のための助成制度の拡充
- ② 出前講座、セミナー、シンポジウム等の学習機会の提供

(5) 相談体制の強化

- ① 市民活動に対する相談体制の強化

5 市職員の市民活動への理解と参加促進

市職員は、市民活動が市民独自の発想から生まれた活動であることや、先駆性・多様性等の市民活動の持つ特徴、今後のまちづくりにおいて市民活動が重要な役割を果たすことを十分に認識し、各々の職務に生かすことが重要です。

市職員の研修や、市民活動への積極的な参加を促すことを通じて、市民活動への理解と参加促進を行います。

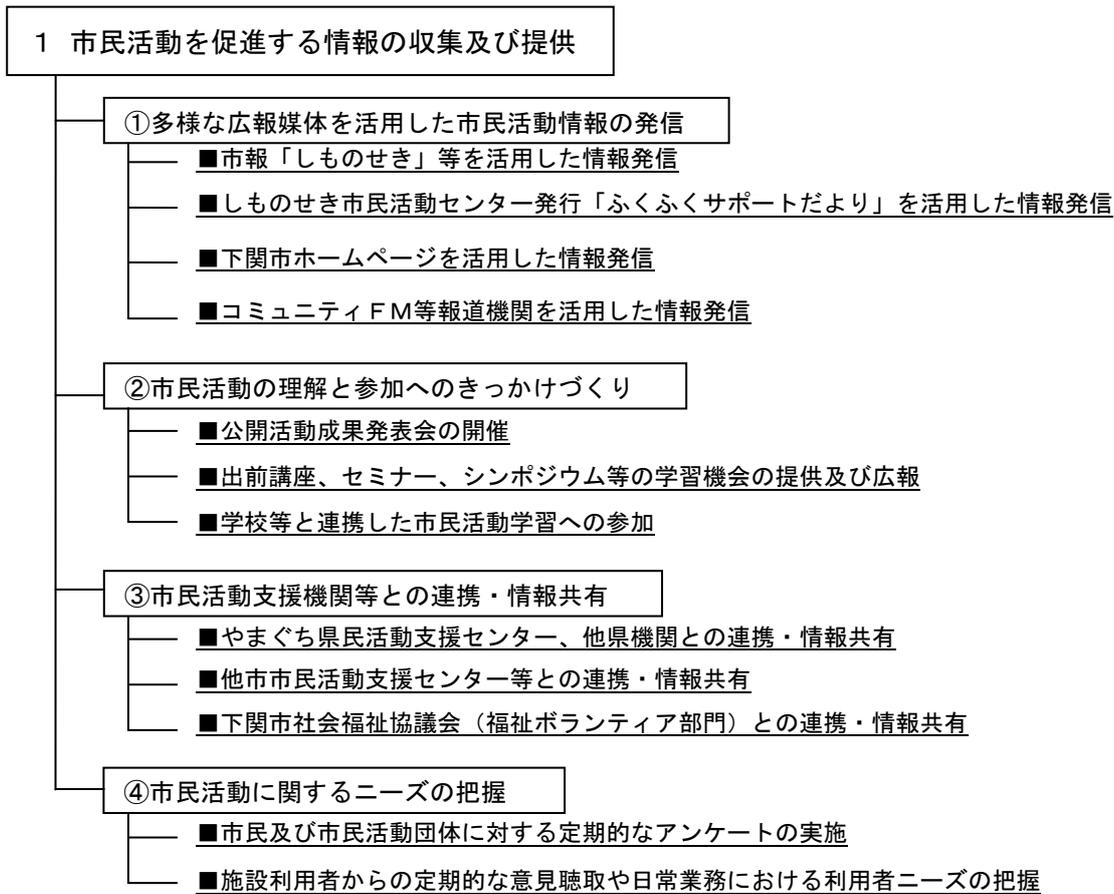
(1) 市職員を対象とした研修の拡充

- ① 市職員としての資質の向上及び市民活動に対する共通認識の醸成促進
- ② 管理職を中心とした集中研修の実施
- ③ 公募による職員の研修等への派遣

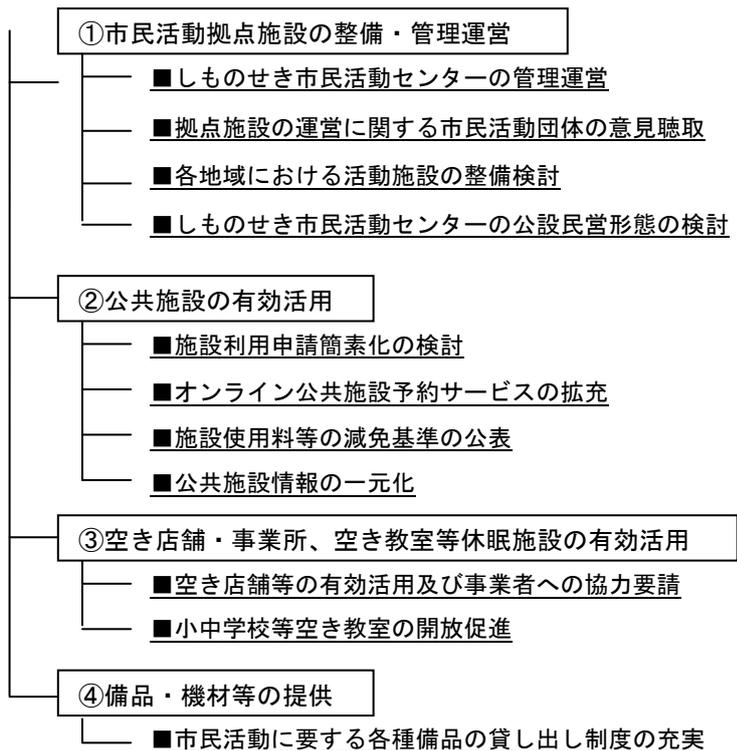
(2) 市職員の市民活動への自主的・主体的参加促進

- ① ボランティア休暇（特別休暇）の取得奨励
- ② ボランティア・市民活動登録制度への登録（※3－（1）－②関連）

(施策展開の方向 体系図)



2 市民活動の場の提供



3 市民活動のネットワーク化の促進

① ボランティアネットワークシステムの整備

- ボランティアや市民活動に関する情報の集約・一元化の検討
- ボランティアや市民活動への登録制度の充実
- しものせき市民活動センターによるコーディネートの実施

② 市民活動団体間のネットワークの構築推進

- 市民活動団体紹介冊子の広報・内容の充実
- 市民活動団体交流会の実施及び事業委託の実施

③ 協働コーディネーターの配置

- 市民と行政、市民と市民の協働をコーディネートする人材育成

④ 自治会等地域コミュニティとの連携促進

- 市民活動の持つ専門性・行動力と地域コミュニティの持つ組織力との連携による相互の活動促進

⑤ 中間支援団体の育成

- 市民活動団体等の支援活動を行う市民活動団体（中間支援団体）の育成

4 市民活動を側面的に支援する助成制度の実施

① 市民活動助成制度の充実

- 公募型助成制度の拡大
- 補助採択・選考審査への市民委員の登用

② 事業委託による市民活動の促進

- 市民の発想、アイデアを生かした公共サービスの充実の検討
- 市民と行政との協働の促進

③ 市民活動保険の利用促進

- 市民活動の実態に即した保険制度の運営と広報の充実

④ 市民活動を担う人材の育成

- マネジメント・リーダー能力養成のための助成制度の拡充
- 出前講座、セミナー、シンポジウム等の学習機会の提供

⑤ 相談体制の強化

- 市民活動に対する相談体制の強化

5 市職員の市民活動への理解と参加促進

①市職員を対象とした研修の拡充

- 市職員としての資質の向上及び市民活動に対する共通認識の醸成促進
- 管理職を中心とした集中研修の実施
- 公募による職員の研修等への派遣

②市職員の市民活動への自主的・主体的参加促進

- ボランティア休暇（特別休暇）の取得奨励
- ボランティア・市民活動登録制度への登録（3－（1）－②関連）

第6章 計画の推進

第6章 計画の推進

1 計画推進の体制

本基本計画は、中期的な展望にたつて、市民活動に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るためのものであり、多岐にわたる施策が含まれています。

これらの施策を総合的に調整し、効果的に実施するため、庁内における推進体制を充実するとともに、下関市市民協働参画審議会と緊密に連携して計画の推進を確保します。

(1) 庁内における推進体制

市長を本部長とする「下関市市民協働参画推進本部」において、本基本計画に基づく市民活動促進諸施策について検討・調整を行い全庁的体制にて計画の推進を図ります。

(2) 下関市市民協働参画審議会

下関市市民協働参画条例の規定に基づき、本基本計画の進捗状況も含め、市民活動の状況評価について審議し、施策についての意見提言等を行います。

2 進行状況の把握・確認

(1) 年次報告による進行管理

下関市市民協働参画条例第16条に定める年次報告の作成・公表を通じ、市議会や下関市市民協働参画審議会をはじめ、広く市民の意見や提言を求めながら、施策の適切な立案と進行管理を行います。

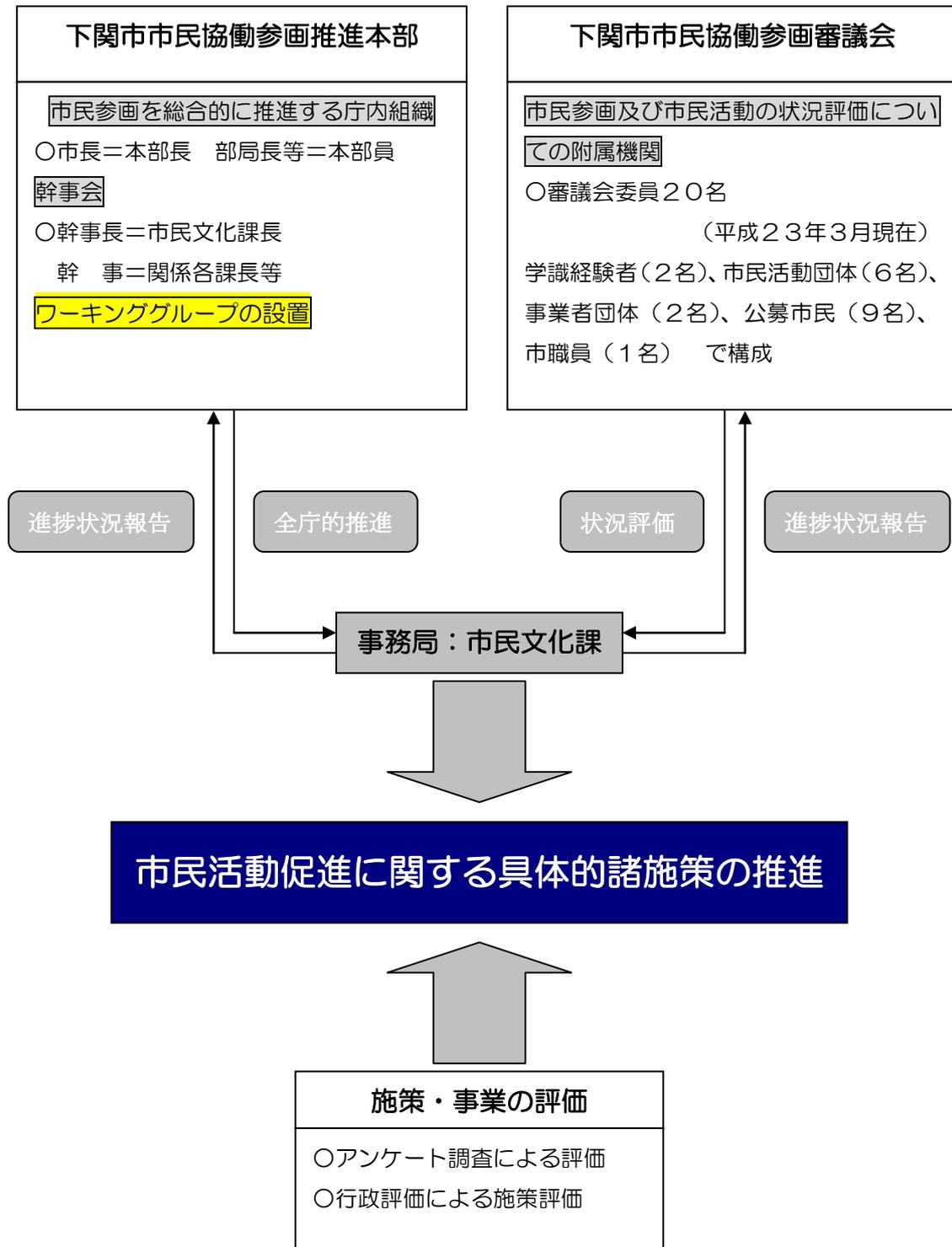
3 施策・事業の評価

(1) 外部評価・内部評価

本基本計画に示す各施策や事業について、適切な評価のしくみづくり、基準づくりを進め、評価の結果を施策に反映させていきます。

■ 推進体制 ■

推進体制



参 考 資 料

- 下関市市民協働参画条例
- 下関市市民協働参画条例施行規則

私たち下関市民は、「海峡の恵み」と「歴史の心」に育まれた「明日への希望に燃えているまち下関」をこよなく愛しています。先人の努力のたま物であるこのまちを、「自然と歴史と人が織りなす交流都市」として築き上げ、未来の世代に引き継いでいきたいと願っています。

世の中の大きな流れの中で、私たちは、今、教育、保健、医療や福祉等子どもから高齢者までにかかわる問題、また、地域の安全、災害対策、環境保全やコミュニティづくり等住みよい環境づくりにかかわる問題、更に、人権、男女共同参画、文化やスポーツ等人々の生き方にかかわる問題等市民生活に密接にかかわる分野で様々な問題に直面しています。

市民の価値観が多様化、個性化している今日、これらの問題を自らの課題として受けとめ、市民一人ひとりが「社会のために何ができるか」と問い直し、自らの責任と役割を明らかにしながら、その解決に取り組んでいくことが大切になっています。

下関市は、「市政の主人公は市民である」という基本理念の下に、各種の審議会や運営委員会を設置するとともに、直接市民と話し合いの場を持つ等広く市民の意見を求める努力を続けています。

一方、市民の間においては、NPO活動（民間非営利組織活動）やボランティア活動、地域のコミュニティ活動等の市民活動を通して、「何かをしなければならない」という社会的使命感をもった活動が少なからず展開されています。

私たちは、このような状況を踏まえ、市民と行政、市民と市民が対等の関係において、それぞれの英知を集め実践力をつなぎあい、「協働」する「市民参画」という新しい社会システムを築き、「自然と歴史と人が織りなす交流都市」を創造することを願い、この条例を制定します。

（目的）

第 1 条 この条例は、市民参画という新しい社会システムの推進に関する基本理念及びその実現に関する基本的な事項を定め、市民、市民活動団体、事業者及び市が、良きパートナーとして役割を分担し、公益の増進を協働して図ることにより、快適な環境を有する都市の創造に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 協働 共通の目的を達成するために、互いの立場の違いを認識し、及び協力して行動することをいう。
- (2) 市民参画 市民及び市民活動団体（以下「市民等」という。）が市の施策の立案、実施及び評価の各段階に自発的かつ自律的にかかわること並びに市民等がまちづくりのために協働することをいう。
- (3) 市民活動 自主的かつ主体的な営利を目的としない活動のうち、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）別表に掲げる活動又は地縁に基づき地域社会の維持及び形成を図る活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。
- (4) パートナーシップ 協働を実現するための友好的な協力関係をいう。
- (5) 市民活動団体 組織的かつ継続的に市民活動を行うことを主たる目的とする団体であり、その活動が次のいずれにも該当しないものをいう。

ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするもの

イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの

ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、若しくはこ

れらに反対することを目的とするもの

エ 営利を目的とするもの

(6) 事業者 市内において営利を目的とする事業を行う個人又は法人をいう。

(7) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び公営企業管理者をいう。

(基本理念)

第3条 市民等及び市は、協働の関係を構築し、相互のパートナーシップが確立された市民参画型社会の実現及び発展に努めるものとする。

2 市民等及び市は、市民参画を推進するため、それぞれが有する情報の提供及び共有に努めるものとする。

3 市は、市民参画に対する市民意識の醸成及び市民活動の促進に努めるものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、自発的かつ自律的に市民参画に関する理解を深め、自らが暮らす社会に関心を持ち、身の回りの事について、自ら出来る事を考え、行動するとともに、進んでまちづくりへの参加に努めるものとする。

2 市民は、基本理念にのっとり、自発的かつ自律的に市民活動に関する理解を深め、その活動の発展及び促進に努めるものとする。

(市民活動団体の責務)

第5条 市民活動団体は、基本理念にのっとり、自発的かつ自律的に市民参画に関する理解を深め、市民参画型社会の実現及び発展に寄与するよう努めるものとする。

2 市民活動団体は、基本理念にのっとり、自発的かつ自律的に自らの活動の公益性を検証するとともに、情報を市民に提供することにより、市民活動についての市民等の理解の促進に努めるものとする。

(事業者の配慮等)

第6条 事業者は、市民参画に対する理解を深めるとともに、その発展の寄与に努めるものとする。

2 事業者は、市民活動の果たす役割の重要性への理解を深めるとともに、市民活動に対する支援に配慮するよう努めるものとする。

(市の責務)

第7条 市は、基本理念にのっとり、市民参画が図られるよう努めるものとする。

2 市は、基本理念にのっとり、市民活動を促進するための環境整備に努めるものとする。

(市民参画の対象)

第8条 市民参画の対象とする実施機関の施策は、原則として次のとおりとする。

(1) 市の基本構想、基本計画その他施策の基本的な事項を定める計画等の策定又は変更

(2) 広く市民に適用され、市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃

(3) 公共の用に供される大規模な施設の設置に係る基本計画等の策定又は変更

2 実施機関は、前項各号に掲げる施策以外の施策についても、市民参画を図ることができる。

3 実施機関は、前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参画の対象としないものとする。

(1) 定型的又は経常的に行うもの

(2) 軽易なもの

(3) 緊急に行わなければならないもの

(4) 市内部の事務処理に関するもの

- (5) 法令の規定により実施の基準が定められており、当該基準に基づき行うもの
- (6) 市税の賦課徴収及び分担金、負担金、使用料、手数料等の徴収に関するもの（地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第3項又は第7項の規定により別に税目を起こす場合を除く。）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるもの

（市民参画の方法）

第9条 実施機関は、説明会の開催、アンケートの実施、ワークショップの開催、審議会の設置、パブリックコメントの実施等の方法により効果的な市民参画の実現に努めるものとする。

（市民参画の方法の公表）

第10条 実施機関は、できる限り早い時期に、市民参画の方法について公表するよう努めるものとする。

（留意事項）

第11条 実施機関は、市民参画の方法を実施するときは、次の事項に留意するものとする。

- (1) 効果が期待できる手法を講じること。
- (2) 市民等が幅広く参加できる手法を講じること。
- (3) 高度な専門性を有する施策にあつては、当該施策に関し深い知識を有する市民等の参加が得られるようにすること。
- (4) 地域性を有する施策にあつては、当該施策の対象となる地域の市民等の参加が得られるようにすること。
- (5) 営利を目的としたものの関与を排除すること。

（情報の提供と共有）

第12条 市民等及び市は、市民参画を推進するため、相互に情報を提供し、及び共有することに努めるものとする。ただし、情報の提供及び共有に当たっては、個人情報の保護に配慮するものとする。

2 実施機関は、市民参画を推進するため、市政に関する情報を、適切な時期に、適切な方法により市民等に提供するよう努めるものとする。

（広聴）

第13条 実施機関は、市民参画を推進するために、手紙、電子メール等による提案、質問等の受付、アンケートの実施、直接的な対話の実施等の方法により、市民等の意識の把握及び意見の聴取に努めるものとする。

（附属機関等の委員）

第14条 実施機関は、附属機関等（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき設置する審議会その他の附属機関及び調停、審査、諮問、調査等を目的としない行政運営上の意見の聴取、懇談等を行うため、要綱等の定めるところにより設置される組織をいう。以下同じ。）の委員を委嘱し、又は任命しようとするときは、一部又は全部の委員を公募により選出された委員（以下「公募委員」という。）とするとともに、男女比率、年齢構成、在期数及び他の附属機関等の委員との兼職状況等を勘案して選考するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、附属機関等に公募委員を含まないことができるものとする。

- (1) 法令の規定により委員の構成が定められている場合
- (2) 専ら高度な専門性を有する事案を取り扱う場合
- (3) その他公募に適さない事案を取り扱う場合

（市民活動を促進するための環境整備）

第15条 市長は、市民活動に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、市民活動を促進するため

の環境整備に関する基本的な計画（以下「市民活動促進基本計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、市民活動の重要性に対する市職員の理解を促進するとともに、第7条第2項の規定に基づく環境整備として、支援における公平性及び市民活動の自律性に配慮しつつ、予算の範囲内で次の事項を実現するための施策の実施に努めるものとする。

- (1) 市民活動を促進する情報の収集及び提供
- (2) 市民活動の場の提供
- (3) 市民活動のネットワーク化の促進
- (4) その他市民活動を側面的に支援する助成制度の実施

（年次報告）

第16条 市長は、毎年、市民参画及び市民活動の状況について、市議会に報告するとともに、これを公表するものとする。

（下関市市民協働参画審議会の設置）

第17条 市長は、市民活動促進基本計画の策定並びに市民参画及び市民活動の状況の評価に関することについて諮問するため、下関市市民協働参画審議会（以下「協働参画審議会」という。）を附属機関として設置する。

- 2 協働参画審議会は、委員20人以内をもって組織する。
- 3 委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 公募に応募した市民
- (2) 市民活動団体関係者
- (3) 事業者等で構成する団体の関係者
- (4) 学識経験者
- (5) 市職員
- (6) その他市長が適当と認める者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、協働参画審議会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

（適用除外）

第18条 この条例の定めるところにより実施機関が市民参画の方法を実施した場合に、法令又は他の条例の規定に反することとなるときは、その反することとなる限りにおいて、この条例の規定は適用しない。

（条例の見直し）

第19条 市は、必要に応じ、この条例の見直しを行うものとする。

（委任）

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の前日に、下関市市民協働参画条例（平成15年下関市条例第2号）の規定によりなされた処分、手続その他行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この条例の施行の日以降最初に任命される委員の任期は、第17条第4項の規定にかかわらず、平成17年9月21日までとする。

附 則

（施行期日）

4 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、下関市市民協働参画条例（平成 17 年条例第 134 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(市民参画の方法)

第 2 条 条例第 9 条に規定する説明会の開催に当たっては、当該説明会に係る市民参画の対象とする施策（以下「対象施策」という。）、開催日時、開催場所、参加対象者、対象施策の概要等の情報を原則として当該説明会の開催の日の 1 月前までに公表するとともに、対象施策に関する資料を事前に提供するように努めるものとする。

2 前項に定める提供は、手渡し、郵送、公表等によるものとする。

3 条例第 9 条に規定するアンケートの実施、ワークショップの開催、審議会の設置、パブリックコメントの実施等については、その実施の方法、留意事項等を別に定めるものとする。

(公表の方法)

第 3 条 条例第 10 条及び第 16 条並びに前条に規定する公表は、次に掲げる方法により行うよう努めるものとする。

(1) 実施機関の発行する広報誌等への掲載

(2) 担当窓口等での閲覧又は配布

(3) インターネットによる閲覧

(4) その他市長が必要と認める方法

2 公表を行った場合には、併せて報道機関への情報提供その他適切な方法により、公表した事項を市民に周知するよう努めるものとする。

(意見等への回答)

第 4 条 実施機関は、条例第 13 条に規定する市民等の意識の把握及び意見の聴取に際し、回答を要するものについては、受付期間等に別途定めがある場合を除き、受け付けた日の翌日から起算して 30 日以内に回答を行うよう努めるものとする。

(年次報告)

第 5 条 条例第 16 条の規定による年次報告に記載する事項は、原則として次のとおりとする。

(1) 市民参画の対象とした施策及び市民参画の方法

(2) 情報の提供と共有を行った施策

(3) 実施機関の施策の推進に関して市民から提出された意見の件数及び回答状況

(4) 条例第 14 条に規定する附属機関等における委員構成の状況

(5) 市民活動を促進するための環境整備として実施された施策

(6) 市民活動団体と協働を行った施策及び協働の方法

(7) 市内の市民活動の状況に関する事項

2 前項の年次報告は、年度終了後、できる限り早い時期に行うものとする。

(その他)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、条例の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則 この規則は、公布の日から施行する。

平成23年 月発行

下関市 市民部 市民文化課

〒750-8521 山口県下関市南部町1-1

直 通 083-231-1830

F A X 083-231-1809

E-mail skshimin@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

URL <http://www2.city.shimonoseki.yamaguchi.jp/>